平成十七年厚生労働省令第四十四号

情報通信の技術の利用に関する省令 民間事業者等が行う書面の保存等における 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく

技術の利用に関する法律施行令(平成十六年政令事業者等が行う書面の保存等における情報通信の 行う書面の保存等における情報通信の技術の利用 省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が づき、並びに関係法令を実施するため、厚生労働 第八号)第二条第一項並びに関係法令の規定に基 第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間 第百四十九号)第三条第一項、第四条第一項及び 通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律 に関する省令を次のように定める。 民間事業者等が行う書面の保存等における情報 3 2

第一条 を除くほか、この省令の定めるところによる。 命令(告示を含む。)に特別の定めのある場合 う場合については、他の法律及び法律に基づく 法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行 (定義) 民間事業者等が、厚生労働省の所管する 4

用に関する法律(以下「法」という。)におい行う書面の保存等における情報通信の技術の利の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が第二条 この省令において使用する用語は、特別 て使用する用語の例による。

(法第三条第一項の主務省令で定める保存)

る法令の同表の下欄に掲げる書面の保存とす は、別表第一の一から三までの表の上欄に掲げ 法第三条第一項の主務省令で定める保存

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定 存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存をげる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の保 により行わなければならない。 保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による 行う場合並びに別表第一の四の表の上欄に掲げ に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲 5

アイルにより保存する方法 体をいう。以下同じ。)をもって調製するフ は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒 用に係る電子計算機に備えられたファイル又 作成された電磁的記録を民間事業者等の使

書面に記載されている事項をスキャナ(こ に準ずる画像読取装置を含む。)により読

> ルにより保存する方法 使用に係る電子計算機に備えられたファイル 又は電磁的記録媒体をもって調製するファイ み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の

第二号に掲げる方法により行わなければならな 面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項 同表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書 づき、別表第一の三の表の上欄に掲げる法令の 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基

なければならない。 う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された 別表第一の一の表に係る電磁的記録の保存を行 事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整 機器に表示し、及び書面を作成できるようにし 然とした形式で使用に係る電子計算機その他の 民間事業者等が、第一項各号の規定に基づき

定に基づき別表第一の二若しくは四又は三の表 民間事業者等が、第一項各号又は第二項の規 げる措置を講じなければならない。 に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲

器に表示し、及び書面を作成できるようにす 出力することにより、直ちに明瞭かつ整然と ること。 した形式で使用に係る電子計算機その他の機 必要に応じ電磁的記録に記録された事項を

存すべき期間中における当該事項の改変又は二 電磁的記録に記録された事項について、保 録の作成に係る責任の所在を明らかにしていとができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記 消去の事実の有無及びその内容を確認するこ

を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面 同じ。)に保存をしなければならないとされて 書面を二以上の事務所等(書面又は電磁的記録 三 電磁的記録に記録された事項について、保 の保存が行われたものとみなす 表示し、及び書面を作成することができる措置 の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に 当該書面に係る電磁的記録の保存を行うととも 当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に の保存が義務付けられている場所をいう。以下 の下欄に掲げる書面の保存につき、同一内容の に、当該電磁的記録に記録されている事項を他 いる民間事業者等が、第一項の規定に基づき、 別表第一の一の表の上欄に掲げる法令の同表 存することができる措置を講じていること。 存すべき期間中において復元可能な状態で保

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成 (法第四条第一項の主務省令で定める作成) は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄 (電磁的記録による作成) に掲げる書面の作成とする。

に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定 者等の使用に係る電子計算機に備えられたファ係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業 の下欄に掲げる書面の作成に代えて当該書面に て調製する方法により作成を行わなければなら イルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつ

(作成において氏名等を明らかにする措置)

いて記載すべき事項とされた署名等に代わるも)第七条 別表第二の下欄に掲げる書面の作成にお 号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。 令で定めるものは、電子署名(電子署名及び認 証業務に関する法律(平成十二年法律第百二 のであって、法第四条第三項に規定する主務省 (法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等) 2

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧 欄に掲げる書面の縦覧等とする。 等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定 務所に備え置く電子計算機の映像面における表 等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事 の下欄に掲げる書面の縦覧等に代えて当該書面 に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表 ればならない。 示又は当該事項を記載した書類により行わなけ に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付 欄に掲げる書面の交付等とする。等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下 (電磁的記録による交付等) (法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

定に基づき、別表第四の一及び二の表の上欄に第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規 録されている事項の交付等を行う場合は、次に 交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記 掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の 掲げる方法により行わなければならない。 又は口に掲げるもの 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ

交付等の相手方の使用に係る電子計算機と 民間事業者等の使用に係る電子計算機と

> 受信者の使用に係る電子計算機に備えられ たファイルに記録する方法 を接続する電気通信回線を通じて送信し、

録する方法) 計算機に備えられたファイルにその旨を記 あっては、民間事業者等の使用に係る電子 の承諾又は受けない旨の申出をする場合に 項に規定する方法による交付等を受ける旨 用に係る電子計算機に備えられたファイル 等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使 載すべき事項を電気通信回線を通じて交付 備えられたファイルに記録された書面に記 に当該事項を記録する方法(法第六条第一 民間事業者等の使用に係る電子計算機に

付する方法 に書面に記載すべき事項を記録したものを交 電磁的記録媒体をもって調製するファイル

面を作成することができるようにしなければな 方がファイルへの記録を出力することによる書 表第四の一の表に係る電磁的記録に記録されて らない。 いる事項の交付等を行う場合は、交付等の 民間事業者等が、前項各号の規定に基づき別 相手

(電磁的方法による承諾)

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等にお 第二条第一項の規定により示すべき方法の種類 ける情報通信の技術の利用に関する法律施行令 及び内容は、次に掲げる事項とする。 者等が使用するもの 前条第一項に規定する方法のうち民間事業

第十三条 別表第五の上欄に掲げる法令に基づく 的記録媒体をもって調製するファイルに書面に 係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁 に掲げる規定による添付を行うべき者の使用に 同表の下欄に掲げる電磁的記録は、同表の下欄 二 ファイルへの記録の方式 (監事の意見書)

記載すべき事項を記録したものとする。

(施行期日)

第一条 この省令は平成十七年四月一日から施行 害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一 号) に係る部分については、同規則の施行の日 する。ただし、別表第一から第四のうち石綿障 (平成十七年七月一日)から施行する。

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 働省令第一六四号) 附 則 (平成一七年三月三一日厚生労働 省令第七〇号) 則 (平成一七年一一月二四日厚生労

第一条 この省令は、平成十七年十二月一日 働省令第一七三号) 則 (平成一七年一二月二六日厚生労 から

第一条 この省令は、 (施行期日) 平成十八年四月一日から施

令第一号) 則 (平成一八年一月五日厚生労働省

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この省令は、

平成十八年四月一日

「から施

(施行期日)

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年一月二七日厚生労働 省令第九号) 抄

第一条

(施行期日)

改正する法律の施行の日(平成十八年四月一条一条 この省令は、労働安全衛生法等の一部を

旦 から施行する。 則 (平成一八年三月一四日厚生労働

(施行期日) 省令第三二号) 抄

第一条 この省令は、 平成十八年四月一日から施

省令第七二号) 則 (平成一八年三月三一日厚生労働 抄

第一条 この省令は、 (施行期日) 平成十八年四月一日 「から施

行する。 省令第七五号) 則 (平成一八年三月三一日厚生労働 抄

第一条 この省令は、 師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部 「平成十七年改正法」という。)及び臨床検査技 師等に関する法律の一部を改正する法律(以下 (施行期日) 臨床検査技師、衛生検査技

> 旦 を改正する政令の施行の日 (平成十八年四月一

(罰則に関する経過措置)

省令第七九号)附 則 (平成 七九号) 抄(平成一八年三月三一日厚生労働)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施

行する。 省令第八〇号)附 則 (平成 (平成一八年三月三一日厚生労働

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施 行する。 (施行期日)

省令第八一号)附 則 (平成 (平成一八年三月三一日厚生労働 抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施 行する。 (施行期日)

省令第八二号)附 則 (平成 (平成一八年三月三一日厚生労働 抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施 行する。 (施行期日) (平成一八年三月三一日厚生労働

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施 (施行期日) 省令第九二号)附 則 (平成 抄 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施

行する。 令第一四七号)附 則 (平成 (平成一八年八月二日厚生労働省

抄

部を改正する政令の施行の日(平成十八年九月第一条 この省令は、労働安全衛生法施行令の一 (施行期日) 一日)から施行する。

第八条 この省令の施行の日前にした行為及び附 前の例による。 ととされる場合におけるこの省令の施行後にし た行為に対する罰則の適用については、なお従 則第四条の規定によりなおその効力を有するこ (罰則の適用に関する経過措置)

省令第二五号)附 則 (平成) |五号) 抄(平成一九年三月二三日厚生労働

第一条 この省令は、 行する。 (施行期日) 平成十九年四月一日から施

省令第三二号)附 則 (平成 (平成一九年三月二七日厚生労働 抄

第一条 この省令は、 行する。 (施行期日) 平成十九年四月一日 「から施

別表第一の表一厚生労働大臣の所管に属する公

省令第三九号) (平成一九年三月三〇日厚生労働

第一条 この省令は、平成十九年四月一日 施行日」という。)から施行する

(以下

省令第八四号) (平成 一九年五月二二日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、 (施行期日) 公布の日から施行する。

(施行期日) 働省令第一五五号)附 則 (平成一九 (平成一九年一二月二八日厚生労 抄

第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施 行する。 則 (平成二〇年二月二九日厚生労働

(施行期日) 省令第二四号)

第一条 この省令は、 行する。 則 (平成二〇年三月一九日厚生労働 平成二十年四月一日から施 第一条 この省令は、

(施行期日) 省令第三八号)

行する。 則 (平成二〇年三月三一日厚生労働

(施行期日) 省令第七七号)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施 行する。

(施行期日) 働省令第一六三号)附 則 (平成二〇) (平成二〇年一一月二八日厚生労 抄

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団 月一日)から施行する。 法人に関する法律の施行の日(平成二十年十一

の例によることとされた特例民法法人(整備法第四条 整備法第九十五条の規定によりなお従前 う。) の業務の監督については、第四十八条の 等における情報通信の技術の利用に関する省令 規定による改正前の厚生労働省の所管する法令 第四十二条第二項に規定する特例民法法人をい 経過措置) 信の技術の利用に関する省令の一部改正に伴う 間事業者等が行う書面の保存等における情報通(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民 規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存

年厚生省・労働省令第三号)の項の規定は、な 益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二 おその効力を有する。

令第一〇号) 則 (平成二一年二月六日厚生労働省

第一条 この省令は、 施行する。 (経過措置) 平成二十一年六月一日 から

第三十八条 規定は、なおその効力を有する。 用に関する省令別表第一の表一及び別表第二の行う書面の保存等における情報通信の技術の利 の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が ついては、この省令による改正前の厚生労働省 既存一般販売業者及び既存薬種商に

令第二三号) 抄 則 (平成二一年三月二日厚生労働省

(施行期日)

平成二十一年六月一日

から

施行する。 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働

第一条 この省令は、 (施行期日) 省令第五五号) 平成二十一年三月三十一日 抄

から施行する。 則 (平成二一年三月三一日厚生労働

省令第六八号) 抄

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十一年四月一日

(施行期日) 省令第一一三号) 則 (平成二一年五月二九日厚生労働

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十二年四月一日

(平成二一年五月二九日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する 省令第一一四号) (平成二一年八月二八日厚生労働

省令第一三八号)

法の施行の日(平成二十一年九月一日)から施 この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置

働省令第一六八号)附 則 (平成二一 (平成二一年一二月二八日厚生労 抄

第一条 この省令は、 施行する。 (施行期日) 省令第一〇七号) 則 (平成二二年九月二九日厚生労働 平成二十二年一月一日

から

第一条 この省令は、雇用保険法等の一部を改正 する法律の一部の施行の日(平成二十二年十月 (施行期日) 日)から施行する。 附則 (平成二三年一月一四日厚生労働

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から 施行する。 (施行期日) 省令第五号) 抄

附則 省令第三四号) (平成二三年三月三一日厚生労働 抄

を有する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日 施行する。 省令第九三号) (平成二三年七月二五日厚生労働 抄 から

第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から は、公布の日から施行する。施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定 (施行期日)

省令第一一九号) (平成二三年九月三〇日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から 施行する。 働省令第一五〇号)附 則 (平成二三 (平成二三年一二月二一日厚生労

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日 (施行期日) から

働省令第一五二号) 則 (平成二三年一二月二二日厚生労 抄

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日 施行する。 (施行期日) から

省令第一〇号) (平成二四年一月三〇日厚生労働

第一条 この省令は、 (施行期日) 平成二十四年四月一日 いから

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律第二 十六条の規定の施行の際現に同条の規定による 施行する。 (経過措置) 第

通信の技術の利用に関する省令の規定は、平成 施行規則の規定及び第十五条の規定による改正 施行規則の規定、第十四条の規定による改正前 護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律 号)第四十八条第一項第三号の指定を受けてい 三十六年三月三十一日までの間、なおその効力 民間事業者等が行う書面の保存等における情報 前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 三条の規定による改正前の地域における公的介 正前の社会保険労務士法施行規則の規定、第十 医療施設については、第十二条の規定による改 る同法第八条第二十六項に規定する介護療養型 改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三

省令第三〇号) 附 則 (平成二四年三月一三日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日 施行する。 から

(施行期日)

この省令は、平成二十六年十月一日から施行

省令第九四号) 附 則 (平成二四年六月一五日厚生労働 抄

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日 施行する。 から

省令第一一四号) 則 (平成二四年八月一〇日厚生労働 抄

営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運 関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十四年十月一日) から施行する。

省令第一四三号)附 則 (平成二四 則 (平成二四年一〇月一日厚生労働 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日 施行する。 から

第十条 この省令の施行の日前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ (罰則の適用に関する経過措置)

働省令第一六一号) 附 則 (平成二四年一二月二八日厚生労

(施行期日)

条 附 令第一一号) この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成二五年二月八日厚生労働省

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 則第四条の規定は、平成二十六年七月一日から同条第四項」に改める部分に限る。)並びに附 「治験機器概要書」とあるのは「添付文書」と、厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中 試験の実施の基準に関する省令第二条第二十だし、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床 治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被 条第三項」を「「当該被験機器について初めて 験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に は「当該製造販売後臨床試験責任医師」と、同 (施行期日) -六条の改正規定(「「治験責任医師」とあるの 項、第六十三条第二項、第六十八条及び第七 第二十八条、第五十条第二項、第六十条第

抄 施行する。 省令第二六号)

則

(平成二五年三月一一日厚生労働

(施行期日)

省令第八号) 則

(平成二六年二月一〇日厚生労働

附

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年改正法の施行 経過措置) 信の技術の利用に関する省令の一部改正に伴う 間事業者等が行う書面の保存等における情報通 の日(平成二十六年四月一日)から施行する。 (厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民

令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保 存等における情報通信の技術の利用に関する省

附 省令第八七号) (平成二六年七月三〇日厚生労働

一から三まで 略

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する 法律(以下「改正法」という。)の施行 (平成二十六年十一月二十五日) から施行する。 : の 目

> 令第九三号) 抄 則 (平成二六年八月六日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する 法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の 日(平成二十六年十一月二十五日)から施行す

(施行期日) 則 (平成二六年九月二五日厚生労働 抄

省令第一一〇号) 附 則 抄

(施行期日)

附 則 (平成二七年一月一六日厚生労働

(施行期日) 省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び薬剤師法の一部 施行の日(平成二十六年六月十二日)から施行 を改正する法律(以下「改正法」という。)の

(施行期日) 省令第二〇号) (平成二六年三月二四日厚生労働

の規定による改正前の厚生労働省の所管する法第四条 存続厚生年金基金については、第十三条 令の規定は、なおその効力を有する。

(施行期日)

省令第一〇八号) 附

する。 (平成二六年九月二六日厚生労働

1

この省令は、平成二十六年十月一日から施行

年十一月二十五日)から施行する。 第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十六

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日 施行する。 (介護予防訪問介護に関する経過措置)

第二条 地域における医療及び介護の総合的 条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サ 介護予防訪問介護」という。)又は法第五十四 という。)第五十三条第一項に規定する指定介 備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限 を有するものとされた整備法第五条の規定(整 又は第十四条第二項の規定によりなおその効力 法律(以下「整備法」という。)附則第十一条 保を推進するための関係法律の整備等に関する なおその効力を有する。 する介護予防訪問介護若しくはこれに相当する 項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定 る。) による改正前の介護保険法 (以下「旧法」 護」という。)については、次に掲げる規定は サービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介 護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二 -ビスに該当する旧法第八条の二第二項に規定

兀 利用省令」という。)の規定(介護予防訪問の利用に関する省令(以下「旧情報通信技術 が行う書面の保存等における情報通信の技術 の所管する法令の規定に基づく民間事業者等 介護計画に係る部分に限る。〕 第十二条の規定による改正前の厚生労働省 ら施行する

第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介 介護予防通所介護」という。)又は法第五十四項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定 なおその効力を有する。 護」という。) については、次に掲げる規定はサービス (以下「旧基準該当介護予防通所介 する介護予防通所介護若しくはこれに相当する 条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サ 護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七 から四まで 略 ビスに該当する旧法第八条の二第七項に規定 る。

通所介護計画に係る部分に限る。) 旧情報通信技術利用省令の規定(介護予防 則 (平成二七年四月一五日厚生労働

(施行期日) この省令は、平成二十七年六月一日から施行 省令第九四号) 抄

並びに第六条の規定並びに次項の規定は、平成の次に一様式を加える改正規定、第五条の規定 百六十二条の四の改正規定及び同令様式第六号 節の三の次に一節を加える改正規定、同令第六 第五十二条の二十二とする改正規定、同章第一 規定、同章第二節中同令第五十二条の九を同令 の改正規定、同令第五十二条の二第一項の改正 改正規定、同令第一編第六章第一節の三の節名 に改める部分を除く。)、同令第十四条第一項の 衛生改善計画(第八十四条―第八十四条の三)」 十四条)」を「特別安全衛生改善計画及び安全 の目次の改正規定(「安全衛生改善計画 する。ただし、第一条のうち労働安全衛生規則 二十七年十二月一日から施行する。 . (第八

令第一二九号) 則 (平成二七年八月五日厚生労働省 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から 施行する。

省令第一三四号) 則 三四号) 抄(平成二七年八月三一日厚生労働

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から 施行する。 (施行期日)

省令第一四九号) 則 (平成二七年九月二九日厚生労働 抄

第一条 この省令は、 (施行期日) 平成二十七年九月三十日.

> 省令第五三号) 則 (平成二八年三月三一日厚生労働

(介護予防通所介護に関する経過措置)

合的な確保を推進するための関係法律の整備等 施行の日(平成二十八年四月一日)から施行す に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の この省令は、地域における医療及び介護の総

省令第六七号) 則

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日 (施行期日)

附 則

施行する。 (施行期日)

施行の日(平成二十九年四月二日)から施行す この省令は、医療法の一部を改正する法律の

る

働省令第一六四号)附 則 (平成二八

働省令第一六八号) 抄附 則 (平成二八年一一月一一日厚生労

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日 施行する。 (施行期日)

附 則 (平成二九年七月三一日厚生労働

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成二九年七月三一日厚生労働

(施行期日) 附 省令第八一号) 抄

第一条 省令第八二号) 附 則 抄

第 一 条 附 省令第八四号) この省令は、 則 (平成二九年七月三一日厚生労働 公布の日から施行する。 抄

カゝ

(平成二八年三月三一日厚生労働

省令第七三号)附 則 (平成日 (平成二八年三月三一日厚生労働 抄

施行する。 から

省令第七八号) (平成二八年三月三一日厚生労働 抄

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日 から

附 省令第九六号) 則 (平成二八年四月二〇日厚生労働

(平成二八年一〇月三一日厚生労

この省令は、 公布の日から施行する。

(施行期日) 省令第八〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。 (平成二九年七月三一日厚生労働

(施行期日)

(施行期日) 一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十九年九月十五日 (施行期日) 省・厚生労働省令第三号)附 則 (平成二カ年ナチ (平成二九年九月一五日文部科学 抄

ら施行する。 省令第九四号) 則 (平成二九年九月二二日厚生労働

革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十九年九月二十二日) から施行する。 この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改 働省令第一一六号)附 則 (平成二九) 則 (平成二九年一〇月二六日厚生労 抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施 行する。 (施行期日)

省令第一七号) 則 (平成三〇年二月二八日厚生労働

第一条 この省令は、法の施行の日 四月一日)から施行する。 (施行期日) (平成三十年

省令第三〇号) (平成三〇年三月二二日厚生労働 抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施 行する。 (施行期日)

省令第三一号) 則 (平成三〇年三月二二日厚生労働 抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施 行する。 (施行期日)

省令第九三号) 附 (平成三〇年七月二七日厚生労働 抄

法律(平成二十九年法律第五十七号。附則第三第一条 この省令は、医療法等の一部を改正する 三号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十二 条において「改正法」という。)附則第一条第 (施行期日) 1

(施行期日)

附 則 (平成三〇) 令第一一二号) (平成三〇年九月七日厚生労働省 抄

第一条 この省令は、 (施行期日) (経過措置) 平成三十一年四月一日

第四条 この省令の施行の日前にした行為に対す る罰則の適用については、 なお従前の例によ

> 働省令第一四〇号) 則 (平成三〇年一一月三〇日厚生労

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 平成三十一年四月一日から

働省令第一五三号) 則 (平成三〇年一二月二八日厚生労 抄

(施行期日)

から

る罰則の適用については、なお従前の例によ第六条 この省令の施行の日前にした行為に対す 第一条 この省令は、平成三十二年四月一日 (罰則に関する経過措置) 施行する。

省令第一七号)附 則 (平成三 (平成三一年二月二二日厚生労働 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、健康増進法の一部を改正す 正法」という。)の施行の日(平成三十二年四る法律(平成三十年法律第七十八号。以下「改 月一日)から施行する。 正法」という。)の施行の日

省令第二九号) 則 (平成三一年三月二五日厚生労働 抄

(施行期日)

1 する。 この省令は、平成三十一年四月一日から施行

(施行期日) 第四二号) (令和元年九月五日厚生労働省令 抄

第三十六号。以下「改正法」という。) 附則第する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第一条 この省令は、障害者の雇用の促進等に関 九月六日) から施行する。 一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年

附 則 令第五一号) (令和元年九月二七日厚生労働省 抄

この省令は、公布の日から施行する。 令第五七号) 附 則 (令和元年九月三〇日厚生労働省 抄

1 施行期日) この省令は、水道法の一部を改正する法律

施行の日(令和元年十月一日)から施行する。 (令和二年二月一三日厚生労働省

(施行期日) 令第一五号)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の 質、有効性及び安全性の確保に関する法律等 の品

規定を除く。)の規定の施行の日から施行する。 号)第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法 部を改正する法律(令和元年法律第六十三 |第二百五十二号||第九条第一項第二号の改正 (令和二年三月三一日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、 令和二年四月一日から施行

(施行期日)

令第七六号) (令和二年三月三一日厚生労働省

律(令和二年法律第十三号)の施行の日から施 この省令は、労働基準法の一部を改正する法

令第一〇〇号) 則 (令和二年五月一五日厚生労働省

附 則 (令和二年六月三〇日厚生労働省 この省令は、公布の日から施行する。

令第一三三号)

一条 この省令は、公布の日から施行する。 施行期日) 則 (令和二年七月一日厚生労働省令

(施行期日)

第一三四号) 抄

第一条 この省令は、令和三年四月一日 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該1一条 この省令は、令和三年四月一日から施行

規定 正規定並びに附則第三条第二項及び第六条の第一条中石綿障害予防規則第六条の二の改 令和二年十月一日

(罰則に関する経過措置)

三 第二条及び第六条の規定

令和五年十月

第六条 この省令(附則第一条各号に掲げる規定 適用については、なお従前の例による。 るこの省令の施行後にした行為に対する罰則のなおその効力を有することとされる場合におけ 第一項、第三条及び第四条第一項の規定により 同じ。)の施行前にした行為並びに附則第二条 については、当該各規定。以下この条において

令第一五五号) (令和二年八月三一日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品 の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三 有効性及び安全性の確保等に関する法律等 行する。

し、第三条の規定は、

令和五年十月一日から施

この省令は、公布の日から施行する。ただ

号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行

令第一七〇号)附 則 (令和 (令和二年一〇月九日厚生労働省

この省令は、令和三年一月一日から施行す

省令第二〇八号)附 則 (令和二 (令和二年一二月二五日厚生労働

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 則 (令和三年一月二六日厚生労働省

この省令は、公布の日から施行する。ただ 令第一二号)

行する。 し、第二条の規定は、令和三年四月一日から施 令第一五号)附则(令和 則 (令和三年一月二九日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品 う。) 附則第一条第二号に規定する規定の施行の一部を改正する法律(以下「改正法」とい質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等

附 則 (令和三年三月二六日厚生労働省の日 (令和三年八月一日) から施行する。 令第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 令第八〇号)附则(令和 (令和三年三月三一日厚生労働省

(施行期日)

する。ただし、第二条の規定は、公布の日から第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行 施行する。

令第九〇号)附 則 (令和 (令和三年四月二八日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行 する。

令第九六号)附则(令和 (令和三年五月一八日厚生労働省

第一条 この省令は、令和三年十二月一日から施 行する。

令第三号) 則 (令和四年一月一三日厚生労働省

> 則 (令和四年一月一九日厚生労働省

この省令は、 令和六年四月一日から施行す

第七五号) 則 (令和四年四月一日厚生労働省令

この省令は、 令和四年十月一日から施行す

令第九一号)附则(令部 号) 抄 (令和四年五月三一日厚生労働省

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定第一条 この省令は、公布の日から施行する。た (施行期日)

める日から施行する。 四月一日条の野生の現定の現で、第二条、第四条、第六条、第八条、第十年の場合のでは、第二条、第四条、第六条、第八条、第十年のでは、第二条、第二条のでは、第二条のでは、第二条のでは、第二条のでは、第二条のでは、

条、第十三条及び第十五条の規定 合二 第三条、第五条、第七条、第九条、 四月一日 令和六年 十一

第五条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前に 従前の例による。 (罰則に関する経過措置) た行為に対する罰則の適用については、なお

省令第一七四号) (令和四年一二月二八日厚生労働

る。 この省令は、令和五年一月一日から施行す

(施行期日) 令第四八号) (令和五年三月三一日厚生労働省

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行 (令和五年一二月二六日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。 省令第一六一号) 則 (令和五年一二月二七日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。 令第一六号) 省令第一六五号) 則 (令和六年一月二五日厚生労働省 抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行 第二十条並びに附則第七条の規定は、同年六月 する。ただし、第二条、第六条、第十六条及び 一日から施行する。 (施行期日)

令第四四号) (令和六年三月一八日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、 する。 令和八年十月一日から施行

令第六五号) 則 (令和六年三月二九日厚生労働省

別表第一(第三条及び第四条関係) 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行 する。

(施行期日)

(大正十一年法帳簿の備付け)健 康 保 険 法第百七十一条 律第七十号) 法第百七十一条第 一項の規定による

号) |法律第四十九||第五十七条第二項の規定による学 (昭和二十二年|籍証明書の備付け |労 働 基 準 法第五十七条第一項の規定による戸 |第百九条の規定による雇入れ、 校長の証明書及び親権者又は後見 雇、災害補償、賃金その他労働関 人の同意書の備付け

法律第百四十第三十三条の三第二項において準(昭和二十二年四項、第三十三条の二第七項及び |職 業 安 定 法第三十二条の十五(第三十三条第 号 |用する場合を含む。) の規定によ る帳簿書類の備付け 係に関する重要な書類の保存

(昭和二十二年務諸表等の備置き食 品 衛 生 法第三十九条第一項の規定による財産 品 衛 生 法第三十九条第一項の規定による財産 いっぱい か替えて準用する第三十二条の四 第三十三条の三第二項において読 |法律第二百三||第四十四条の規定による帳簿の 干三号) え及び保存

号) に関する法律面、帳簿又は書類等の備付け墓地、埋葬等第十五条第一項の規定による図 法律第四十八許可証、火葬許可証又は改葬許可 |大 麻 取 締 法第十六条の二第 (昭和二十三年)第十六条第一項の規定による埋葬 証の保存 項の規定による

法律第百二十第十六条の二第 旅館業法 和二十三年法名簿の備付け |(昭和二十三年|帳簿の備付け (昭|第六条第一項の規定による宿泊者 帳簿の保存 一項の規定による

6
(昭和) 具名簿の備置き 第二百号) (昭和) 具名簿の備置き 第二百号) (昭和) 具名簿の備置き (昭和) 具名簿の備置き 本に関する法第十九条の六の十年のの規定による決算関係書類等の備置き (昭和二十六年法律第百 二十三号) (第四十九条第二項による会計帳簿三三号) (第四十九条第二項による決算関係書類等の備置き 本に関する法第十九条の六の十四の規定による議事録の備置き (昭和二十六年と)の保存 第四十五条第二項の規定による議事録の備置き 第四十五条第四項の規定による計帳簿の保存 第四十五条第四項の規定による計帳簿 第四十五条第四項の規定による計算書類(同条第二項の規定による計算書類(同項に規定による計算書類(同項に規定による計算書類(同条第二項の規定による計算書類(同条第二項の規定による計算書類(同条第二項の規定による計算書類(同条第二項の規定による計算書類(同項の規定による計算書類(同項に規定とよる計算書類(同項に規定とよる計算書類(同項に規定とよる計算書類(同項に規定による計算書類(同項に規定による計算書類(同項に規定による計算書類(同条第二項の規定による計算書類(同条第二項の規定による計算書類(同条第二項の規定による計算書類(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録字の写しの備置き 第四十五条の三十四第一項の規定による財産目録による計算書類(同項に規定とよる財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項の規定による財産目録)(同条第二項による財産目録)(同条第二項による財産目録)(同条第二項に対する財産目録)(同条第二項に規定する財産目録)(同条第二項による財産目録)(同条第二項に規定する財産目録)(同条第二項に規定する財産目録)(同条第二項に規定する財産目録)(同条第二項に対する財産目録)(同条第二項による財産目録)(同条第二項による財産目録)(同条第二項による財産目録)(同条第二項による財産目録)(日本財産目録)(日本財産目録)(日本財産目録)(日本財産目報)(日本財産用籍)(日本財産目報)(日本財産目報)(日本財産目報)(日本財産用籍)(日本財産目報)(日本財産目報)(日本財産用籍)(日本財産用財産目報)(日本財産用財産用財産用財産目報)(日本財産用財産用財産用財産用財産用財産用財産用財産用財産用財産用財産用財産用財産用財
接 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田
日録等をいう。)及 日録等をいう。)及 日録等をいう。)の 日録等をいう。)の 展別で による による による による による による による による
全有機医 号律和すの障性
(保存) (保存) (保存) (保存) (保存) (保存) (保存) (保存)
五法(昭 号) 第 三 百 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
に関する法律用する場合を含む。)の規定による記録の保存 (昭和三十五年 る記録の保存 五号) (昭和三十五年 る記録の保存 第二十三条の二の十五第二項の規定による記録の保存 第二十三条の三において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第二十三条の三において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第二十三条の三において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第二十三条の二の十五第二項の規定による記録の保存 第二十三条の二の十五第二項の規定による記録の保存 第二十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第二十三条の二の出第二項の規定による記録の保存 第二十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第二十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第二十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第二十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第二十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第二十一条の二第二項の規定による記録の保存 第三十六条の二の二第二項の規定による記録の保存 第四十九条第三項の規定による記録の保存 第四十九条第三項の規定による帳 第四十九条第三項の規定による帳 第四十九条第三項の規定による帳

の確保に関す 書類の保存 関する法律		第1、11日		徴収等備え の保存 に関する法	の保第二十四条の規定による帳簿の 第百三条第三項の規定による帳簿 康被害の救	<u> 「号) 置き </u>	四年法律の規定による決算関係書類の備用第百三条第二項の規定による帳簿を第百三号)	進法 (昭和頃において準用する場合を含む。) の保存 (平成十四年法簿	業能力開発第六十八条第一項(第九十条第二 第百三条第一項の規定による書類 健 康 増 進 法第	よる帳簿資料の保存	規定 十七号) 用する場合を含む。)の規定によ 十三年法	準用する会社法第六百七十二条 七年法律第五及び第七十七条第三項において準 年金法(頭の呆子		の確保及び派遣労働者の保護等に 精神保健福祉第十七条	定による帳簿及びその関係書 れる労働者派遣事業の適正な運営 保存 保存	において準用する場合を含む。) 十八条第六項の規定により適用さ 附則第八条	第十九条第二項(第二十五条の二 第四十五条において準用する第三 第百四号)	の規定による帳簿書類の備付け (平成九年法	律第の規定による帳簿の備え	四十こおいて準用する場合を含い。	かららしてきして、ほこしになった。 第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		十二年	置法 運営の確保及び派遣労働者の保護 業の規制及び付	に関す 用される労働者派遣事業の適正な 食鳥処 理の事第	化炭素断に関する記録の保存 第三十八条第六項の規定により適 十号)	によ第五条第四項の規定による健康診 号) 二年法律第三規			年法律む。)の規定による事業報告書、 こ関する去聿十五の規定こよる帳章書類の備 社会福祉士及第十七条 年末 111111111111111111111111111111111	含 雇用 ひ安定 等用される散柴安定去第三十二条の 八十八号) 『高年 歯 孝等 の第三十ノ第第三項の規定により通 フー4 ※ 浴	唇	第一条の規定による帳簿書類の備 保護等に関	三十六年法 備付け 備付け 派遣労働者の	共済法(昭 第二十号) 第九条の十一の規定による帳簿の 営の確保及び	退職手条第一項の記録の保存 四十五年法律備付け 業の適正な運遣
する法律	る公共サー簿の保存 年の導入に第三十三条第王項の規定による帳	等の事人に第二十二次等に乗り	年		の救	よる健第三十八条第三項において準用す 号	政	十四年法 簿の備え及び保存	増 進 法第三十五条第六項の規定による帳	?)	法律第る報告書の備付け	(平成付企業年金の事業及び決算に関す 令作金賞質量の第二年の事業及び決算に関す	百分子を変見する第二項の見ざことの推定会 女一号		法(平成九用する場合を含む。)の規定によ	神保健福祉第十七条(第三十七条において準		の規定による記録の	の保存	-成九年法律第十四条第二項の規定による帳簿	する法律保存して対対し、決議会に	器の多値で第十条第二頁の規定でよる記录の 二十号/		= () = ()	<u> </u>	の規制及び付け及び保存	鳥処 理の事 第三十条の規定による帳簿の備え		年法律第三規定による帳簿の保存 五	(昭和六十おいて準用する場合を含む。)の 行	介護福祉士条第三項及び第四十三条第三項こ	会福祉士及第十七条(第三十七条、第四十一	十八号)			遣労働者の遣先管理台帳の保存	の確保及び第四十二条第二項の規定による派	の適正な運造元管理台帳の保存
置 き	. 処		第二十八条第二項の規定による貸	員に関する原簿の備付け	第十七条第一項の規定による加入	録の備付け		(平成二年の備付け	民年金基金 第四条第三項の規定による会議録	百三十二号)	六年政令第三入員に関する原簿の備付け	: (昭和四十第二十八条の十一の規定による加入化業を放入。	(足進去 庖子)名式養录り崩寸け(労者具 商刑)第二十八条の十第三項の規定によ	(分)	十六年政令	施行令(昭和	に関する法律	性の確保等		器等の品質、付けであります。	薬品、 医療第四十二条の規定こよる台長の備	二百二十九号) え及ぶ呆字十一年の令第第三十一条の規定による帳簿の備	へ三女子 寛正 一一 の記述 の表す令(昭和二務諸表等の備置き	(品 衛生 法施第二十七条第一項の規定による財	定による報告書の備付け	いて準用する場合を含む。) の規	第二十四条第二項(第六十条	[四十三号)	による会議録の備付け	行令(大正十て準用する場合を含む。)の規定 信息(下)の対象に対象に対象に対象を含む。	界十三条第三頂(第六十条こお	七十八号)	三十年法律第《注释》(注释》)	車 (区戈)	原増進法		法律第六十八る帳簿の備付け及び保存	(平成二十七年用する場合を含む。) の規定によ

8	1																								
機器等の品質、医薬品、医療	第二十二号)十年労働省令規則(昭和三	賞录食去 包亍 労働者災害補	厚生省令第三保険に関(昭和二十九年第二十八	法施行規則	厚生年金保険令第四十四号)	十八年厚生省規則(昭和二	場法施行	牛二号) 年労働	行規則(昭和	五号)	五年厚生省規則(昭和	保険法施			号	十五年内務省	活施	号) 政令第九十九	年	行。	特 別	四百二十	年政	金法施行令	号) 政令第五十二及 一个(平成三年第
る書面の写しの第十一条第二項	() 	事条 の	するの	する	<i>(</i>)	保存 保存の結	第三条第一項第		簿書類の備付け第三十二条第七項の規定に		の備付け第百八十四条の	二十条	け六条の	の備付け第百四十八条の		務省第百四十四条の大正保存	十四条の			名簿の備付け	第十三条第六号	者に関する原簿	二十条第一項	録の備付け第十八条第三項	び保存の
保存の規定によ	存	り吊字規定による労災保険	書類の保存規定による厚生年金	算書の備付け	規定による保険料	果を証する書類	項第七号イの規定に		項の規定による帳	:	四条の規定による計算書	第二十条の規定による書類の保存	規定による計算書	対規定による計算書		四条の規定による計算書	規定による書類			:	の規定による滞在	(/)	の規定による加	の規定による会議	規定による帳簿の備え
<u></u>		険	<u>金</u>		の	<u></u>	よ			Ē		存	<u>書</u>	書	:	書	の				在		入	生和力	施に全
																								省令第一号)	〜 法 保
九																									
十八	第九十八条の保存及び報告	ト九 ご	条の七におい	による文書の	て準用する!	第九十八条の	て準用する。	第九十八条の	_	3条の1	第九十八条の規定による	において準品	九十八条の一	による契約書	条の三及び第	第九十八条の定による書	第九十一条	第八十九条第	よる書面の写	第八十七条第	大項までの担	第百十四条の	第十四条第	<u>)</u> 厚	1年の備付け 第十三条第
十八	十八条の六第五及び報告の規定	上したりごこさ、九十八条の六第四。) の規定による	条の七において準用する場合を含策九十八条の六第三項(第九十八	る文書の保存	て準用する場合を含む。)の規: 条の三及び第九十八条の四にお	第九十八条の二第七項(による契約書の保存)	て準用する場合を含む。)	条の三及び第七十八条の四こない第九十八条の二第六項(第九十八	_	九十八条の三において準用する場	第九十八条の二第五項第二号(第の規定による記録の保存及び報告	において準用する場合を含む。)	九十八条の三及び第九十八第九十八条の二第四項第五	による契約書の保存で準用する場合を含む。)の規定	条の三及び第九十八条の	第九十八条の二第三項(第)定による書面の写しの保存	一条の	よる書面の写しの呆存第八十九条第二項第二号の	よる書面の写しの保存	第八十七条第二項第二号の	六項までの規定による書面 で準用する場合を含むし	第百十四条の八十三第二項に	第十四条第四項	の質	備付け 現の規定に

条の七において準用する場合を含 第九十八条の六第七項(第九十八 条の七において準用する場合を含 第九十八条の六第六項 合を含む。)の規定による文書の む。)の規定による文書の保存 む。) の規定による契約書の保存 (第九十二

第百七条の規定による帳簿の備付 等の保存

第百四条の規定による記録、書

第百十四条の五十第二項第二号の け及び保存

第百十四条の五十三の三第二項第 の規定による書面の写しの保存 第百十四条の五十三第二項第二号 規定による書面の写しの保存 一号の規定による書面の写しの

合を含む。)の規定による記録の 四条の六十三において準用する場 第百十四条の五十四第十二号チ 保存及び報告 第百十四条の六十一第四項第五号 む。)の規定による契約書の保存 第百十四条の六十一第三項(第百 六十三において準用する場合を含 十四条の六十二及び第百十四条の (2) の規定による書面の保存 (第百十四条の六十二及び第百十

保存及び報告 合を含む。)の規定による記録の 四条の六十七において準用する場 第百十四条の六十五第四項第五号 第百十四条の六十五第三項(第百 第百十四条の六十一第六項(第百 む。) の規定による契約書の保存 六十七において準用する場合を含 む。)の規定による文書の保存 十四条の六十六及び第百十四条の 六十三において準用する場合を含 十四条の六十二及び第百十四条の (第百十四条の六十六及び第百十

十四条の六十六及び第百十四条の 第百十四条の六十五第五項(第百

> 第百十四条の七十四の規定による 第百十四条の六十五第六項(第百 記録、書類等の保存 む。)の規定による文書の保存 六十七において準用する場合を含 十四条の六十六及び第百十四条の む。)の規定による契約書の保存 六十七において準用する場合を含

帳簿の備付け及び保存 第百十四条の七十七の規定による

第百三十条第三項の規定による帳 簿の保存

号の規定による書面の写しの保存第百三十七条の五十一第二項第二 第百三十七条の六十一第三項の規 号の規定による書面の写しの保存 第百三十七条の五十三第二項第1 定による契約書の保存

号の規定による文書の保存 |第百三十七条の六十一第五項第1 号の規定による記録の保存及び 第百三十七条の六十一第四項第五

第百三十七条の六十一 |第百三十七条の六十一第六項の規 定による文書の保存 定による契約書の保存 第七項の規

定による契約書の保存 第百三十七条の六十三第三項の規

|号の規定による記録の保存及び 第百三十七条の六十三第四項第五

第百三十七条の六十三第五項第1 号の規定による文書の保存

第百三十七条の六十三第七項の規 第百三十七条の六十三第六項の規 定による文書の保存 定による契約書の保存

第百三十七条の七十三の規定によ 第百三十七条の七十の規定による る帳簿の備付け及び保存 記録、書類等の保存

第百四十一条第三項の規定による 記録の保存

条において準用する場合を十一条第三項第二号(第百書面の写しの保存書)	二項第二号の規定 六年 厚生省 則(昭和四	七十五条第八項の規定による		保存	条第三項の規定による一号)	による書面の写しの保存	頁第二字の見官 四上行事	(よる) 家内	条第二項及び第三項において準用	第百六十四条第三項(第百七十八	・	しい	項	の保存 省令第四号)	頃の規定に 三十六年厚	よる帳簿の保存	放射性医薬	定に	規定による書面の写しの保存	第一の	第百四十九条の五第四項から第六	よる帳簿の保存	第百四十九条の四第三項の規定に		第百四十九条の四第一項の規定に	号の規定による書面の写しの保存		「面の保存」	第百四十六条第四項から第六項ませる。) 兀	備付け	第百四十五条第一項の規定による
が第三十の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一		j (第三条の十五の規一財務諸表等の備付	第三条の十一第		F	售手	7 第	よる帳簿の保存	準用する場合を含む。)	第十一条第三項(第十五条において備え	第十一条第二項の規定による帳簿	る帳簿の備え	て準用する場合を含む。)の	第十一条第一項(第十五条にお	規定による書面の保存まりて準用する場合を含む	第二条第七項第三号(第十五条	る登録台帳の備付け	十条の七第	記録の保存		の規定による書面の写しの	十一の二第二項第		弗二項の規定に		第百九十六条の九第三項の規定に	の備付け	百九十六条の	录り录字 の規定による回収処理証	九十二条において準用する場合を	第百九十一条第四項第三号(第百
読み替える場合を含む。)の規定定により第五十二条の六第二項を定により第五十二条の六第二項を			個人票の保存 第五十一条の共気による優員記略	第11一条)			第三十四条の二の十第六項の規定	こよる記録の呆字 第三十匹条の二の八第一項の規定	ĺ	第二十四条の四第三項の規定によ	十二号) 録の保存	午│☆	見則 (召印四包录の呆字 労働安全衛生第十四条の三第二項の規定による	加京全所 三島一 引示)三島 - 省令第八号)	和四十七年労	施行規則(昭	去 半 得		八号)	厚生省令第十	(沼市四十一年 関する基準	備及び運営に	提供施設の設	施設及び宿所	規定	救護施設、更第八条及び第十六条の二第三号の	の規定による帳簿の備付け	において準用する場合を含む。)	二第三項及び第三十条の二第三項			

第百五十一条の二 記録の保存第百四十一条第三 保存 の保存 第三百七十九条の規定による記録る記録の保存 第二百九十九条第三項の規定による記録の保存 の保存 る記録の保存第百九十四条の二十五の規定によ る記録の保存第百五十一条の五十五の規定によ 第百三十五条の二の規定による記よる面接指導の結果の記録の保存 よる検査の結果の記録の保存第五十二条の十三第二項の規定に 第三百八十二条の二 第三百八十一 第三百五十一 第三百十七条第四項の規定による |第二百七十六条第四項の規定によ 第二百三十一条の規定による記録 |第百六十九条の規定による記録の |第百五十四条の規定による記録の 記録の保存 第百五十一条の四十の規定による 第百五十一条の三十三の規定によ 録の保存 第五十二条の十八第一項の規定に による面接指導の結果の記録 第三百九十九条の規定による記録 定による記録の保存 第三百八十九条の十一 記録の保存 る記録の保存 記録の保存 る記録の保存 る記録の保存 条第 条第四項の規定によ 一項の規定による 一十三の規定によ 項の規定によ 第二項の規 規定による の

10	
条の規定による条の規定による条の規定による	田田
第三十七号) 第一十七号)	六 働 和 予 有 令 十 規 ゴ 号 省 四 防 機 第 七 則 ン
する場合を含む。)の規定による記録の保存 特別の保存 一年機溶剤等健康診断個人票の保存 一年の保存 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の	保存 保存 保存 保存 保存 保存 保存 保存
号の規定第三号の場ご号の規定	の 第 第 よ準三 定 記す六 よ る 記 ア 健 に に 第 規 二 二 る用十 に 録る条 る 記 録 ル 康 よ よ 二 定 号 号 記す六 よ の場の 記 録 の キ 診 る る 号
九 存 七 存 三 条 条 条	(による記録の保存 (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を)

十七年労働省第一条の二の九第一項の規定による帳簿の保存 第一条の二の四十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存 第十九条の二十四の二十五第一項の規定による帳簿の保存	に
第十九条の三十五の規定による帳簿の保存	の の の の の の の の の の の の の の
特別	五十年労働省 本 行 規 則財務諸表等の備置き 佐 行 規 則財務諸表等の備置き 体業環境測定第十七条の十四第一項の規定による 体業環境測定第十七条の十第一項の規定による
第一年学働者派遣事第二十六条の三の保存 学の確保及び第三十三条の保存 関し、平が働者では関する書面の保存 を鳥処理の事別表第三十三条の四第二十一号) (平成九年厚生省令第二十一号)第八条第一日中生省文書の保存 (平第八条第二日の保存 第十十五条第二項の規定による記録の保存 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による (本語) 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による 第十十五条第二項の規定による	第二十六条の三の二第六の規定による記録の保存の規定による記録の保存による記録の保存による記録の保存による記録の保存による記録の保存による記録の保存

書の保存

第九条の三 書の備付け

一第四項の規定による文

定による医療機器リスク管理計画いて準用する場合を含む。)の規 第九条の三第二項(第十四条にお |の規定による医療機器リスク管理 条において準用する場合を含む。) |第九条の三第一項第三号(第十四

計画書の保存

及び第十四条において準用する場

第十条第一項第三号(第十条の1

十四条において準用する場合を含 第十条第二項(第十条の二及び第 後調査実施計画書の保存 合を含む。) の規定による市販直

書の保存の一

|第四項の規定による文

の備付け

定による医薬品リスク管理計画書いて準用する場合を含む。)の規

第九条の二第二項(第十四条にお画書の保存

の規定による医薬品リスク管理計 |条において準用する場合を含む。) 第九条の二第一項第三号(第十四 文書の保存

第九条第二項第三号の規定による

を含む。)の規定による文書の保び第十五条において準用する場合

|第九条第一項第二号(第十四条及

第八条第二項第二号の規定による

む。)の規定による記録の保存

文書の保存

管よる文書の保存 書等の備付け

百よる製造販売後安全管理業務手順生準用する場合を含む。)の規定に 造準用する場合を含む。) の規定に療第五条第五項(第十四条において 平生月一分景介ではいって見まれる場所の表第六項(第十四条において関 五条において準用する場合を含 |第七条第三項(第十四条及び第十

理及び品質管保管 薬品の製造管合を含む。)の規定による記録の 質管理の基準第十六条第一号(第十九条から第療等製品の品手順書等の備付け 品及び再生医む。)の規定による品質管理業務 労働省令第百保管 成十六年厚生合を含む。) |理の基準に関第五条の六第四項 生労働省令第保存 部 六十九号) |する省令 (平|び第八十三条において準用する場 |百三十六号) |(平成十六年厚合を含む。)の規定による文書のに関する省令二十一条までにおいて準用する場 外診 療機 外品、 薬品 断 器 化粧十一条において準用する場合を含医薬第六条第二項(第二十条及び第二 用医び第八十三条において準用する場 及び第五条の三第五号 む。)の規定による市販直後調査 督文書又はその写しの保管 含む。)の規定による品質管理監 八十三条において準用する場合を む。)の規定による製品標準書の 第七条の二(第八十二条及び第八 第十八条第三項の規定による品質 合を含む。)の規定による文書の 第十六条第三号 第十二条第四項(第十四条にお 第十一条第三項(第十四条にお 第十条第四項(第十条の 第八条第四項 十三条において準用する場合を含 管理業務手順書の備付け 実施計画書の備付け による文書の保存 一十一条までにおいて準用する場 、準用する場合を含む。) の規定 準用する場合を含む。)の規定 1よる文書の保存 準用する場合を含む。) よる文書の保存 の規定による記録の (第八十二条及び第 (第十九条から第 (第八十二条及 (第八十二条及 の規定

> 第九条第一項(第八十二条及び第 を含む。)の規定による記録の保 第八十三条において準用する場合 第十八条第三項(第八十二条及び 含む。)の規定による記録の保管 八十三条において準用する場合を

合を含む。)の規定による記録の び第八十三条において準用する場 一十三条第五号 (第八十二条及

合を含む。)の規定による記録の び第八十三条において準用する場 第二十四条第三項(第八十二条及

合を含む。) び第八十三条において準用する場 第二十六条第四項 の規定による記録の (第八十二条及

合を含む。)の規定による記録の び第八十三条において準用する場 一十八条第三項 (第八十二条及

を含む。)の規定による設計開発 第八十三条において準用する場合 第三十条第三項(第八十二条及び 計画の保管

合を含む。)の規定による記録の び第八十三条において準用する場 第三十一条第一項 (第八十二条及

合を含む。)の規定による記録の び第八十三条において準用する場 第三十二条第四項 (第八十二条及

合を含む。) び第八十三条において準用する場 第三十三条第三項 の規定による記. (第八十二条及 録の

合を含む。) び第八十三条において準用する場 第三十四条第四項(第八十二条及 の規定による記録の

れらの規定を第八十二条及び第八 第三十五条第四項及び第九項()

> 録の保管 る場合を含む。) の規定による記 条及び第八十三条において準用す 第三十五条の二第二項 む。)の規定による記録の保管 (第八十)

合を含む。)の規定による記録 第三十六条第六項 び第八十三条において準用する場 (第八十二条及

第八十三条において準用する場 を含む。)の規定による記録簿の 第三十六条の二(第八十二条及び

合を含む。)の規定による記録 び第八十三条において準用する場 第三十七条第六項(第八十二条及

第三十八条第四項(第八十二条及 合を含む。)の規定による文書及 び第八十三条において準用する場 び記録の保管

合を含む。)の規定による記録 第三十九条第四項(第八十二条及 び第八十三条において準用する場

合を含む。)の規定による記録 含む。)の規定による記録の保管 第八十条において準用する場合を 第四十条第二項 び第八十三条において準用する場 第四十三条第三項(第八十二条及 (第八十二条及び

合を含む。)の規定による記録 第四十四条第一項 び第八十三条において準用する場 (第八十二条及

第四十五条第七項(第八十二条及 合を含む。) び第八十三条において準用する場 の規定による記録の

合を含む。) び第八十三条において準用する場 第四十六条第三項(第八十二条及 の規定による記録

十三条において準用する場合を含 |第四十九条第二項から第四項まで 場合を含む。)の規定による記 及び第八十三条において準用する (同条第四項の規定を第八十二条

第五十一条第二項 合を含む。)の規定による記録 び第八十三条において準用する場 の保管 (第八十二条及 O

準用する場合を含む。) の規定に 及び第十一項(これらの規定を第 第五十三条第三項第二号、 よる記録の保管 八十二条及び第八十三条におい 第七項

条及び第八十三条において準用す |第五十五条の二第五項(第八十 録の保管 る場合を含む。)の規定による記

第五十五条の三第二項(第八十)

合を含む。)の規定による記録 第五十六条第七項 条及び第八十三条において準用す び第八十三条において準用する場 る場合を含む。) の規定による記 (第八十二条及 \mathcal{O}

|合を含む。) の規定による記録等 第五十八条第三項 の保管 び第八十三条において準用する場 (第八十) 二条及

合を含む。) の規定による記録 第五十八条第四項 び第八十三条において準用する場 (第八十二条及 0)

を含む。)の規定による記録の保 第八十三条において準用する場合 第六十条第三項(第八十二条及び

を含む。) の規定による記録の保第八十三条において準用する場合 (これらの規定を第八十二条及び第六十条の二第三項及び第四項

|及び第八十三条において準用する 第六十条の三第三項(第八十二条

規定による記録の 規定による記録の 規定による記録の 地で)による記録の 地で)による記録の規定(第八十二条及び がで)による記録の規定による記録の 地で)による記録の規定による記録の 地で)による記録の規定による記録の 地で)による記録の規定による記録の 地で)による記録の保管 よる記録の保管 よる記録の保管 よる記録の保管 がの規定(第八十二条及び がの規定を 第八十二条及び がの規定を がの規定を がの、 がの、 がの、 がの、 がの、 がの、 がの、 がの、	場合を含む。)の規定による記録の保管の保管。の規定による記録の保管の保管の規定において準用するの保管の保管の保管の規定による記録
田する場合を含む。)の規定による記録の保管 第八十一条の二の五第一項及び第八十三条において準用する省令(平保存 第一条の 東第四条第三項第一号の規定による記録の保管 東品及び 東第四条第三項第一号の規定による記録の保管 東京四条第三項第一号の規定による記録の保管 東西及び 東京四条第三項第一号の規定による記録の保管 東西及び 東京四条第三項第一号の規定による記録の保管 東西及び 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	十二条及び第八十三条において準第八十一条の二の四第二項(第八録の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
保管	第二十二条の規定による文書の名文書の保管第二十条第一項第三号の規定による文書の保管
大条及び第七十八条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の保存 第五十三条(第七十八条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の保存 第一大条第二項の規定による手順書の保存 第一大条第二項の規定による手順書の保存 第一大条第二項の規定による手順書の保存 第一大条第三項第一号の規定による手順書の保存 第一大条第三項第一号の規定による計画者 第一大条第三項第二号の規定による計画者 第一大条第三項第二号の規定による制度に 第一大条第三項第二号の規定による計画者 第一大条第三項第二号の規定による計画者 第一大条第三項の規定による計画者 第一大条第三項の規定による記録等の保存 第一大条第二項の規定による記録等の保存 第一大条第二項の規定による計画者 第一大条第三項の規定による計画者 第一大条第三項の規定による計画者 第一大条第三列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列	第四十六条第二項第五号(第七十一十七年厚生労第四十五条(第七十八条第二項に十七年厚生労第四十五条(第七十八条第二項に

知定対応型通所介護計画の無定による地域密着型施設サービよる地域密着型施設サービス計画、看護小規模を開型居宅介護計画及び看護小規模を開工項の規定による介護計画及び看護小規模多人による外護を関係を対応型通所介護計画の保存	中の人員、護子の規定による場合を含む。)の規定による場合を含む。)の規定による場合を含む。)の規定による場合を含む。)の規定による場合を含む。)の規定による介護予防短期入所生活介護計画の保存学の人員、護計画及び連営第十七条第二項の規定による介護学成十八年厚新三十六条第二項の規定による介護学の人員、護計画及び訪問看護報告書の保存第三十六条第二項の規定による夜間第三十六条第二項の規定による夜間第三十六条第二項の規定による夜間第二十六条第二項の規定による夜間第四十条の十五第二項の規定による夜間第四十条の十五第二項の規定による夜間第四十条の十五第二項の規定によるを記ができまる。第四十条の十五第二項の規定による認知第六十十十条第二項の規定によるを記ができまる。第四十条の十五第二項の規定によるを記ができまる。第四十条の十五第二項の規定による認知の保存第二十八条第二項の規定による認知を記述を表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表	15 労働省令第三第百四十一条第二項(第百五十九 が働省令第三第百四十一条第二項(第百五十九 成十八年厚生計画の保存 援の方法に関第百二十二条第二項の規定による
大田 () できまれる (を	(第八十四条第二項の規定こよる介))型居宅介護計画の保存)が定介護予防サービス等の利用に係 び定介護予防サービス等の利用に係 が定介護予防サービス等の利用に係
再生医療等製第三十匹条第一項(第七十六条及び第七十八条において準用 おの臨床試験び第七十九条において準用する場 第八十九号) 規定による治験に関する省令関する記録の保存 「平成二十六年第四十五条(第七十八条第二項に 原生労働省令おいて準用する場の保存 保存 保存 保存 一次条第二項第五号(第七十八条第二項に 保存	厚生労働省令 第1五十二号) 第百五十二号) 第1五十二号) 第1五十二号) 第1五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五十二号) 第15五年 [1] 第15五年 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	(平成二十三年離放対線建康診断個人票の呆存害 防 止 規 則第二十一条の規定による除染等電電離放射線障る記録の保存業務等に係る第二十五条の六第一項の規定によ業務等に係る第二十五条の六第一項の規定によ
十三号)	の 及 品 円 基 び の 生 基 は 製 医 準 質 管 等 す 理 理 製	第五十三条(第七十六条及び第七十六条及び第七十五十二条(第七十六条及び第七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

16																																							
準 (平	営に関する	設備並びに	施設及	隻医療完り																								-	第百十号) 二		(平成二十六王)	等に関する法ま	上 目 上 ら 法	(D)					
	存	定による施設サービス計画	ハて準用する場合	第四十二条第二頁(第五十四条こ順書等の俳句に)	古 十七条第	工物標準書の保管		の保存	に関する規程	に規定する申請書の添付書類、審	に関する法律第二十六条	写し、再生医療等の安全性の確保	定する申	第七十一条第三項の規定による第一の任才	が保存 できょう かいまん でき の でき しょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	幾周管里育二角ロンニて書つ昇之気再生医療等勢員会の終記を携供	官事臣を誘筆を書きつ吉命を是共員からの評価書を含む。) 及び認	類、同条第一項の記録(技術専門	に提供機関管理者から提された書	の審査等業務を行う	査等業務に係る再生医療等提供計	七十一		第六十七条第二項の規定による帳	備付け	第六十七条第一項の規定による帳	条第四項の規定による書類の保存	等業務に係る文書並びに第三十四	医療等委員会から受け取った審査の同意に係るご言述でしまえませ	の司意に系る文書をびこ忍官写上がのの代言者に対してお言りのできませば、	(平戊二十六手で,00弋若者こ対する兇明及びそ)律 旅 行 規 貝受ける者及て斜胎規使者並てにこ	を計ら台文が田辺是共台之がここまてに掲げる書類 再生医療等を	ざこ易ぎ 6 書質、 再 三ミ十七条第八項第一号から	三項の規定によ	の保管	第二十二条第三号の規定による文章に任命	書の呆管 男の規定による文	製造指図書の保管	第十一条第一項第一号の規定によ
	1	十三年法律第二	護師法(昭和二助)	宋建师助産师看 第二百二号)	再二百二号)	中二一三三 K 建	- 号)	十三年法律第二	医師法 (昭和)	表二	二十四日	厚生労働省	準 (令和元	営に関する	所の没備及 <i>び</i> 呆 無米個客宿泊第	斗	⊅ a)及		第	In	<i>7</i> ℃	來	研	<i>(</i>								筝 第	号)	令第	十年厚生	行規則(平成短臨床研究法施等	令第五号)	十年厚生労働
			助産録の保存	第四十二条第二項の規定こよろ	討殯籤の保存	参派最) 保予 第二十三条第二項の規定による		の保存	日和二第二十四条第二項の規定による				存。	第十一条第五項の規定による記録		1. 長穹二頁の見官こよる己录祭の任子	の海付書類「業務規定並びほ委員」	で 計 同 十		男八十五条第三項の規定による第	の保存	究責任医師に通知した文書の写し	素務に係る実施計画を提出した研	究			任	審査意見業務を行うために研	意見業務に係る実施計画そり。1999年の対策にある。	八十丘条第二頁の見官こよの作才	蓴 の呆存 第八十三条第二項の規定はよる朝	人一三を写二頁の見言この俳句に	り指す三			9 C 1 T T	成類の呆存 施第五十三条第二項の規定による書		_
(昭和六十二年	に関する法律	七条等の特例等	係る医師法第十	う 塩末 多東等こ	ト国三市等を行	百匹十六号)	三十五年法律第	薬剤師法(昭和	号)	律第百六十八	昭和二	歯科技工士法																									百五号)	三年法律第一	和
		相 .	歩 :	3 う塩末多東等この六こおいて準用する医师去第	7) 請・1なが 長 戸 一		よる処方せ			存	十九条の規定による指示書の		る事業報告書等及び監事の監	規定こ	- E	第五十一条の四第一項の規定に		方せん	・	及び臨床研究に関する諸記録の	二号に規定する診療	の三の規定による記	置き	規定する処方せんに限る。)の備	行規則第二十二条の三第二号に	に関する諸記録のうち医療法施	録(同条第三号に規定する診療	第二十二条の二の規定による記し	する処方はんこ限る。)の備置を	則第二十一条の五第二号に規定ので記書籤のごも 圏焼活加行財	トの番目录のから素芸施庁見ての多第二条は対対する診療に見	(司条第二号こ見宦ける参寮こ掲第二十二条の規定による記録)		せんに限る。)の備	十号)第二十条第十号に		同項第九号に規定する診	一条第一項の規定による
	定すす	療法施行規則第二十二条の三第二号に	 9	する処方さんを余く。)の構置を施行規則第二十一条の五第二号に規定	ゴ十二条の規定によ	き	に規	医療法 第二十一条第一項の規定による記録	表四		寄附行為及び公認会計士等の監査報告書の備	第五十一条の四第二項	法 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	寄附行為の備置き、一条の関係しての対象による気息		第二十四天)	等 (二 四号) 十三年厚生省令	行規則(昭和	に関する法律施	臨床検査技師等第	第十六号)	十二年厚生省令		険薬剤師療養担び調剤録の保存 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	保険薬局及び保第六条の	第十五号)	十二年厚生省会	当規則(昭和三保存)(代別)第1977年)(日本三代)(1978年)(1978年))(1978年)(1978年)(1978年)(1978年)(1978年))(1978年)(1978年)(1978年)(1978年)(1978年)(1978年)(1978年)(1978年)(1978年))(1978年	7. 呆倹 医療養泪		こよる長奪の備え及び呆字第三十条の二十三第三項の規定	漢の備え及び傷有	第三十条の二十三第二項の規定	び保存	の二十三第	对 "	(平式三 年生		法律第二十九

1	7
規定する処方せんを除く。)の備置きを指令第 規則(平成元年厚成刑表第二(平成元年厚成刑表第二(平成元年厚成刑表第二(昭和十四年書の作成(昭和十四年書の作成(昭和十四年書の作成) 第百七十一条第一項の規定による計算第三十二条の四第一項の規定による協定第三十二条の四第一項の規定による協定第三十二条の四第一項の規定による協定第三十十条第二項の規定による協定第三十十条第三項の規定による協定第三十十条第三十十条第三十十条第三十十条第三十十条第三十十条第三十十条第三十条第三	七記記録
中国	職業安定法 第三十二条の十五(第三十三条第四第八十七条第二項の規定による契約
第三十七条第一項の規定による帳簿 第三十七条第一項の規定による帳簿 第三十十五 第二十三条第一項の規定による帳簿 第三十九条第一項の規定による帳簿 第三十九条第一項の規定による帳簿 第三十九条第一項の規定による帳簿 第三十九条第一項の規定による帳簿 第三十九条第一項の規定による帳簿 第三十五条第三項(第五十二条の 上はおいて準用する場合を含む。)の規定による帳簿 の記載 第三十二条の二第二項の規定による帳簿 第三十五条の二第一項及び第五十二条の 上よる指定を受けた者とみよいて準用する場合を含む。)の規定による帳簿 で第十一条の三第一項(第五十二条の 上よる指定を受けた者とみで)の規定による帳簿 で第十一条の三第一項の規定による帳簿 で第十七条第一項の規定による帳簿 で第十七条第一項の規定による帳簿 で前のに成 第十七条第一項の規定による帳簿 で前のに成 第一項の規定による帳簿 で前のによる記録の 第一項の規定による帳簿 で前のによる記録の 第一項の規定による帳簿	精神薬取締せんの記載麻薬及び向第二十七条第六項の規定による処方
医薬品、医第八条第二項(第四十条第一項及び (特の確保等年) (中の確保等年) (中の確保等年) (中の確保等年) (中のでは、 (中のでは	る帳簿の記載 関する法第七十四条の三第十九項の規定に

規則 る記載 医療法施行第三十条の二十三第一項の規定によ	員に関する原簿の記載第二十八条の十一の規定による加入進法会議録の作成	び食鳥検業の規制	の規定による帳簿書類の作成の安される職業安定法第三十二条の十	用自
第四十八号) 年厚生省令	労者財産第二十八条の十第一項の規定による行令	法 救命処置録の記載 救急救命土第四十六条第一項の規定による救急	者 等 第	高 十 号)
行 規 則記載	衛生法第三十一条の規定による帳簿の記載。	士法 て準用する場合を含む。)の規定	第六十五手帳の記入	法和工作
歯科医師法第二十条の規定による処方せんの十七号)	する場合を含む。)の規定に	護福第三項及び第四十三条第三項に社士第十七条(第三十七条)第四十	動生	家为労働
生省一年第四月	おハ	法律 	· 注	-
二十三 年夏 規則(昭和記載	準用する場合を含む。)の規定によ	例等に関す	・る去己哉 い確保第九条の十一の規定による帳簿の	関境
医師法施行第二十一条の規定による処方せんの	表保険法第十三条第一項(第六十条において)	に ほこう いいこう いいこう いいこう はい はい いい	生的記載	る衛
第二十三号)	研究法 第五	練に係る法第二十三条第一項の規定	に お 第	
	法律	f) 塩kT市より二十四条第一頁及が帰国医師等第十一条第一項において準用	関す	に
施 行 規 則協定 第二項の規定による 分値 基準 法第二十五条の二第二項の規定による	巨こ見す	法律		保険料の
作成の一覧のでは、	よる公共の作成	菱 等こ関す 学 賃 者 σ β	規定による帳簿の記載	<u> </u>
船員保険法第百八十四条の規定による計算書の	の導入第三十三条第五項の規定による帳簿	が派遣先管理台帳の作成及び記	において準用する場合を含む	務士法
	聿 記載	営の確第四十二条第一項の規	険 労第十九条第一	会保
第言	新に引っ	業の適正 元管理台帳の作成及び記載	伝 る	措置。
施亍規則 記載 一個 一記載 一個	綿による第三十八条第三項にお	派遣第三十七条第一頁の規	5 毒	に 素 中 書
	八十八号)帳簿書類の作成	去 質別第四十	酸化に関する記録の	。 - る - 一
別区域法施名簿の作成	三年法律第百一条の規定による業務に関する注入が原列を持つ、直径に関する	記載記載	害に第五	炭鉱災害
戦略特第十三条第六号の	金去(平戊務こ関する長簾書類の乍成確定拠出年第四十九条の規定による運営管理業	第	の記入	
に関する原簿の記載第二十条第一項の規定による加入者	告書の	生法記載記載の表気に言る帳簿の	I ⊈ ≘	
見 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	企業年	安全商第三条第二頁の見定による長奪達元管理台帳の作成又は記載	法第	薬剤師法
年金法施の作成	確定給付企第百条第一項の規定による確定給付所具第一第の規定による確定給付成	第三十七名	の記載	
盎	打載	遣労	第四十九条第二項の規定による帳簿	
法律施行令	第十四条第一項の規定による帳簿の	労働者派遣事業の適正な運営の確保リ条第デ項の規定により適用される	よる記录の作成第三十六条の二の二第二項の規定に	
	作成を一耳の表気にしる言金の		作成	
コノ多の財気による刺籍の言	育片を育一頁の見旨による己录の	による帳簿書類の作成	第三十六条の二第二項の規定によるの作品	
	する法作成	職業安定法第三十二条の十五の規定 ハ条第三項の規定により適用される	り作戈第三年の規定による書面	
対照表及び損益計算書並びに業務報	第	・甲ョオ	作成	
-10	(平成四年法	遣元管理台帳の作成又は記載	+10	
に関する原簿の記載第十七条第一項の規定による加入員	第七条の二の		記録の作成第三十一条の四第二項の規定による	
大気に	亭 1 月 1 の 2 第七条の 二の規定による協定の 2 第一条の 共享 1 できる 第二条 1 できる 1 1 でき	れる労働者派遣事業の適正な運営	作成の言葉に対象	
育上に発育し夏の見足による紹介	身口をり見官こよる央議	見り見官こより適用	三トーをり三覧二頁り見至こよる 録の作成	
民年金	に関する	定等に関す	二十九条の三第二項の規定による	

項の規定による作業 (2) の規定による作業 (2) の規定による経験 (2) の規定による機合を含む。) (2) の規定による機合を含む。) (2) の規定による機合を含む。) (2) の規定による機合を含む。) (2) の規定による機合を含む。) (2) の規定による機合を含む。) (2) の規定による機合を含む。) (2) の規定による機合を含む。) (3) の規定による機合を含む。) (4) の規定による機合を含む。) (5) の規定による機合を含む。) (5) の規定による機合を含む。) (6) の規定による機合を含む。) (6) の規定による機合を含む。) (7) の規定による機一の記載としよる機一の記載としよる機一の記載としよる機一の記載としまを機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の規定による機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をの他成一の規定による機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の規定による機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる機一の記載をしまる。機一の規定による機一の記載をしまる。機一の規定によるをしまる。機一の規定によるをしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一の規定をしまる。機一のの規定としまる。機一のの規定とよるをしまる。機一のの規定とよるをしまる。機一のの規定とよるをしまる。機一のの規定とよるをしまる。機一のののによるをしまる。機一のの規定とよるをしまる。機一のののによるをしまる。機一ののによるをしまる。機一ののによるをしまる。機一ののによるをしまる。機一ののによるをしまる。をしまる。をしまる。をしまる。をしまる。をしまる。をしまる。をしまる				
四の規定による (本) の地にによる保険料の控 (本) の規定による記録 (本) の規定によると言さい (本) の規定による記録 (本) の規定による記録 (本) の規定による記録 (本) の規定によると言さい (本) の規定によると言言によると言言による記録の作成 (本) の規定によると言言による記録の作成 (本) の規定による言言による記録の作成 (本) の規定による言言による記録の作成 (本) の規定による言言による記述 (本) の規定による記述 (本) の規定による言言による記述 (本) の規定による記述 (本) の規定による言言による記述 (本) の規定による記述 (本) のは、 (本) のは、 (本) のは、 (本) のは、 (本) のは、 (本) のは、 (本) のは、 (本) のは、 (本) のは、		台帳の記載		_
原の規定による保険料の控 をによる任業 第百四条のカナースのでは、10分 円 原の規定による経験 原面四条のカナー工業の規定による影響 原面四条のカナー工業の規定による影響 原面四条のカナー工業の規定による影響 原面四条のカナー工業の規定による影響 原面四条のカナー工業の対策自十四条のカナー工業の対策自十四条のカナー工業の規定による影響 原面四条のカナー工業の対策自十四条のカナーでは、10分 別規定による表面の 原面の性成 原面の性成 原面の性成 原面の規定による製剤の締結 原面において準 原面三十七条のカナー第五項(第百十四条のカナー第五項の規定による表面の の規定による製剤の締結 原面三十七条のカナーの規定による製剤の締結 原面三十七条のカナー第五項(第百十四条のカナー第五項の規定による表面の の規定による契約の締結 原面三十七条のカナー第五項(第百十四条の大十二条が第一項、第三項、第五 正おいて準用する場合を含む。) の規定による契約の締結 原面において準用する場合を含む。) の規定による契約の締結 原面において準用する場合を含む。) の規定による契約の締結 原面において準用する場合を含む。) の規定による契約の締結 原面三十七条の大十二第五項第一号 原面三十七条の大十二第五項第一号 原面三十七条の大十二第五項第一号 原面三十七条の大十二第五項第一号 原面三十七条の大十二第五項第一号 原面による契約の締結 原面三十七条の大十二第五項第一号 原面による要約の権法 原面による要約の権法 原面による要約の機定による書面の 原面による要約の権法 第面三十七条の大十二第五項第一号 第面三十七条の大十二第五項の規定による書面の 原面の作成 原面の作成 原面の作成 原面の作成 原面の作成 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面の作成 原面の作成 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面の作成 原面による書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる書面の 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる書面の 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる 原面のによる の規定とよる の規定による の規定とよる の規定とよる の規定とよる の規定とよる の成の の成の の成の の規定とよる ののの ののの ののの ののの ののの ののの のの のの		八十条の七第一項の	帳簿の記載	
項の規定による (第カトー八条 (第カトー八条 (第カート)条の (第カート)を		の記載・ラーギの表気に	第百三十七条の七十三の規定による	含む。)の規定による記録の作成
項の規定による製物の締結		十六条の十第一頁の見定こし(4)月		八 :
項の規定による無数の記載 の制定による要称の締結 の制定による自帳 の記載とよる音面の の制定によると作業 でによる台帳 の記載といて準用する場合を含む。) の制定による要称の締結 の制度による要称の締結 の制度による要称の締結 の制度による要称の締結 の制度による要称の締結 の制度によると言語のの作成 の制度による記録の審結 の規定によると言語のの指述 による要約の締結 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の部緒 の規定による記録の部緒 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 第百三十七条の六十一第五項(第百十 場合を含む。) の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 第百三十七条の六十第五項(第百十 場合を含む。)の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 第百三十七条の六十第五項(第百十 場合を含む。)の規定による記録の作成 第百三十七条の六十第二項の規定による記録の作成 の規定による記録の作成 第百三十七条の六十第二項の規定による記録の作成 第百二十七条の六十第二項の規定による記録の作成 第百二十七条の六十第二項の規定による世間の規定による書面の記載 第百二十七条の六十第二項の規定による世間の規定による書面の記載 第百二十七条の六十第二項の規定による記録の作成 第百五十八条の四第二項の規定による書面の記載 第百五十八条の四第二項の規定による書面の記載 第百五十八条の四第二項の規定による書面の記載 第百五十八条の四第二項の規定による書面の記載 第百五十二条第二項の規定による書面の記載 第百五十二条第二項の規定による書面の記載 第百五十二条第二項の規定による書面の 第百五十二条第二項の規定による書面の記載 第百五十二条第二項の規定による書面の記載 第百五十二条第二項の規定による書面の記載 第百五十二条第二項の規定による書面の 第百五十二条第三項の規定による書面の 第121十七条の六十三第五項第一号 第121十七条の十三第五項第一号 第121十七条の六十三第五項第一号 第121十七条の十二年第一項の規定による書面の 第121十七条の十二第一項の規定による書面の 第121十七条の六十二第六項の規定 第121十七条の六十二第六項の規定 第121十二条第二項の規定による書面の記載 第121十二条第二項の規定による書面の 第121十七条の六十二第六項の規定 第121十二条において準用する場合を含む。) 第121十二条において準用する場合を含む。) 第121十二条第二項の規定による記録の作成 第121十二条において準用する場合を含む。) 第121十二条において準用する場合を含む。) 第121十二条第五項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による書面の 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による書面の 第121十二条第二項の規定による書面の 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定による記述 第121十二条第二項の規定 第121十二条第二項の規定 第121十二条第二項の規定 第121十二条第二項の規定 第121十二条第二項の規定 第121十二条第二列 第12		作成	百三十七条の七十の規定こ	第九十八条の六第五項第一号(第九
項の規定による一般 第百四十二条第二項の規定による制金を含む。) 第100 規定による一般 第100 規定による一般 第100 規定による制金を含む。) 第100 規定による一般 第100 規定による制金を含む。) 第100 規定による一般 第100 規定による制金を含む。) 第100 規定による製約の締結 第10 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対		六条の九第二項の規定に	約の締結	規定に
項の規定による無数 (主)の規定による無効の権結 数 (主)の規定によると動画の総裁 (主)の規定によると動画の総裁 (主)の規定によると動画の経済 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の経済 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の総裁 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の作成 (主)の規定によると動画の経済 (主)の規定によるとの六十二条の第一国条の六十 (主)の規定によると動の経結 (主)の規定によるとの大十二条の第一国条の六十 (主)の規定による契約の経結 (第百十四条の六十一第二項(第百十 (第百十四条の六十一第二項(第百十 (第百十四条の六十一第一四の規定によると会か。) (第百十一条の二十一条の三十一の規定によると会か。) (第百十一条の一十一の規定によると会か。) (第百十一年の第一項の規定によると会か。) (第百十一条の一十一の規定によると会か。) (第百十十五条第二項の規定によると会か。) (第百十十五条第二項の規定によると表)の経 (第百十十五条第二項の規定によると表)の作成 第百二十七条の六十一第三項の規定によると会か。) (第百十十五条第二項の規定によると表)の経 (第百十十五条第二項の規定によると表)の作成 第百十五条第二項の規定によると表)の規定によると表)の作成 第百十五条第二項の規定によると表)の規定によると表)の作成 第百十五条第二項の規定によると表)の規定によると表)の作成 第百十五条第二項の規定によると表)の作成 第百十五条第二項の規定によると表)のの規定によると表)の規定によると表)の規定によるを含む。) 第百十五条第二項の規定によると表)の規定によるを含む。) 第百十五条第二項の規定によると表)の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によると表)の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によると表)の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によると表)の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によると表)の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によると表)の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によると表)の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定によるを含む。) 第百十五条第五項の規定とよるを含む。) 第百十五条第五項の規定とよるを含む。) 第百十五条第五項の規定とよるを含む。) 第百十五条第五項の規定とよるを含む。) 第百十五条第五項の規定とよるを含む。) 第百十五条第五項の規定とよるを含む。) 第百十五条第五項の規定とよるを含む。 第百十五条第五項の規定とよるを含む。) 第五五項の規定とよるを含む。) 第五五項の規定と	の七の二第二項及び第五十二条の七		項	の七において準用する場合を含む。)
項の規定による無 一型をによる台帳 第百十四条の大十二及び第百十四条の六十 一型をの六十二及び第百十四条の六十 一型をいた十二人の規定による書面の 一型をいたする場合を含む。) の規定による書面のの規定による書面の代成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二人条び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十二及び第百十四条の六十 一型条の六十一及び第百十四条の六十 一型条の六十一及び第百十四条の六十 一型条の六十一及び第百十四条の六十 一型条の六十一人をび第百十四条の六十 一型条の六十一の規定による書面の 一型条の六十一の規定による記録 一型条の六十一の表の一十 一型条の六十一第二項(第百十 一型条の一十一条の四第二項の規定による書面の作成 第百五十八条の四第二項の規定による書面の作成 第百五十八条の四第二項の規定による書面の作成 第百十十五条第二項、第三十 第百五十八条の四第二項の規定による書 第百十十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による記 第百十五条第二項の規定による書 第百十五条第二項の規定による記 第百十五十五条第二項の規定による書 第五十五条第二項の規定による記 第五十五条第二項の規定による記 第五十五条第二項の規定による記 第五十五条第二章 第五章 1 第五十五条第二章 1 第五十五章 1 第五章 1 第五章 1 第二章 1	第五十二条の六第一項(第五十二条	の規定	の規定による記録の作成	第九十八条の六第三項(第九十八条
項の規定による標準の の規定による書面の 第百四十一条第三項の規定による書面の 第百四十一条第三項の規定による書面の 第百四十一条第三項の規定による書面の 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十一第1項(第百十 一定において準用する場合を含む。) 第百四十九条の四第二項の規定による書面の 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二を第1項(第百十 一定おいて準用する場合を含む。) 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二人及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二人及び第百十四条の六十二条。第百三十七条の四第二項の規定による書面の担定による書面の記載 第百十十三条第二項の規定による書面の記載 第百十十三条第二項の規定による書面の記載 第百十十三条第二項の規定による書面の記載 第百十十三条第二項の規定による書面の記載 第百十十三条第二項の規定による書面の記載 第百十十三条第二項の規定による機等の作成 第百十十三条第二項の規定による機等の作成 第百十十三条第二項の規定による機等の作成 第百十十三条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十十条の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による書面を 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による機等の作成 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による機等の 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第二項の規定による書面の記載 第百十二条第百十二条第1項の規定による書面の記載 第百十二条第1項の規定による書面の記載 第百十二条第1項の規定による書面の記載 第1222222222222222222222222222222222222	人票の作成	におい	項用	契約の締結
の規定による契約の締結 を記していて準用する場合を含む。) の規定による契約の締結 を記していて準用する場合を含む。) の規定による契約の締結 を記して、第百十四条の六十二及び第百十四条の六十一第五項(第百十一条第二項の規定による製御の締結 を記して、第百十四条の六十二及び第百十四条の六十一第五項(第百十一条第二項の規定による製御の締結 を記して、第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三及び第百十四条の六十三及び第百十四条の六十三及び第百十四条の六十二条及所項の規定による製御の締結 を記して、第百十四条の六十二及び第百十四条の六十一第五項(第百十一人条の四第一項の規定による製物の締結 を記して、第五十四条の六十二及び第百十四条の六十一第五項(第百十一人条の四第一項の規定による製物の締結 を記して、第五十四条の六十二及び第百十四条の六十一第五項(第百十一人条の四第一項の規定による製物の締結 を記して、第五十四条の六十二人及び第百十四条の六十一第五項(第百十一条第二項の規定による製物の締結 を記して、第五十四条の六十一第五項(第百十一条第二項の規定による書面の規定による製物の締結 を記して、第五十四条の六十一第五項(第百十一条第二項の規定による書面を記して、第五十四条の一十一条の四第一項の規定による書面を記して、第五十四条の一十一条第三項(第五十八条の四第一項の規定による書面を記して、第五十四条の一十一条第三項(第五十八条の四第一項の規定による書面を記して、第五十四条の一項の規定による記して、第1十十一条第三項において、第1十十一条第三項の規定による書面を記して、第1十十一条第11項の規定による書面を記して、第1十十一条第11項の規定による書面を記して、第1十十一条第11項の規定による書面を記して、第1十十一条第11項の規定による書面を記して、第1十十一条第11項の規定による書面を記して、第1十十一条第11項の規定による記録の作成(第1十十一条第11項の規定による記録の作成)第1十十一条第11項の規定による記録の作成(第1十十一条第11項の規定による記録の作成)第1十十一条第11項の規定による記録の作成(第1十十一条第11項)規定による記録の作成(第1十十一条第11項)規定による記録の作成(第1十十一条第11項)規定による記録の作成(第1十十)条第11項)規定による記録の作成(第11)本は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	五十一条の規定による健康診断	一条	による契約の締結	用する場合を含む。)の規定による
第一日 19 19 19 19 19 19 19 1	第三十八条の規定による記録の作		\mathcal{O}	の三及び第九十八条の四において準
の規定による契約の締結 を含む。) の規定による製約の締結 を含む。) の規定による製約の締結 を言す・四条の六十二及び第百十四条の六十一第三項の規定による融(第11年)人条の三領・四条の六十二及び第11年)人条の三領・田文のの規定による計画の作成 第11年)人名診療録の の規定による契約の締結 を言す・四条の六十二及び第11年)人の規定による書画のによる書画の規定による対象の経験(第11年)人条の三第二項の規定による書画の規定による書画の規定による対象の経験(第11年)人条の三第二項の規定による書画の規定による対象の経験(第11年)人条の三第二項の規定による書画の規定による要約の締結 第11年)人名診療録の の規定による契約の締結 第11年)人条の三第二項の規定による書画の規定による要約の締結 第11年)人条の三第二項の規定による書画の規定による要約の締結 第11年)人条の三第二項の規定による書画の規定による要約の締結 第11年)人条の三第二項の規定による書画の規定による要約の締結 第11年)人条の三第二項の規定による書画の規定による記録の作成 第11年)人条の四第一項の規定による書画を第11年)人条の四第一項の規定による書画を第11年)人条の四第一項の規定による書画を第11年)人条の四第一項の規定による書画を第11年)人条の四第一項の規定による書画を第11年)人条の四第一項の規定による書画を第11年)人条の四第11年)人条の四第11年)人条の四第11年)人条の四第11年)人条の四第11年)人条の四第11年)人条の国第11年)人条の国第11年)人条の国第11年)人条の国第11年)人条の国第11年)人条の国第11年)人条の国第11年)人表の日第11年)人表の目11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の目11年)人表の目11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の日第11年)人表の目11年)人名の目11年)人名の目11年)人名の目11年)人名の目11年)人名の目11年)人名の	よる記録の作成	の規定	による契約の締結	第九十八条の二第六項(第九十八条
の規定による製剤の締結 の規定による製剤の締結 の規定による製剤の締結 の規定による機((家)) の規定による書面の規定による情報の記載 第百四条の規定による書面の規定による音画の規定による書面の根定による書面の根定による書面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の相応表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の規定による表面の表面のに表面のに表面のに表面のに表面のに表面のに表面のに表面のに表面のに表	第三十四条の二の十第六項の規定	にお	七条の六十一第六項の	含む。)の規定による記録の作成
第一日一日条の大十二条の規定による観響の記載 第百四十二条第二項の規定による観響の記載 第百四条の規定による影響の記載 第百十四条の大十二及び第百十四条の六十二分が第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二条第二項の規定による製剤の締結 による影響線の 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二条第二項の規定による機響の記載 「第五十四条の六十二及び第百十四条の六十二条第二項の規定による機響の配載 「第五十四条の六十二及び第百十四条の六十二条第二項の規定による機響のによる書面の別規定による製剤の締結 による製剤の締結 「第九十八条」 「第九十八条」 「第五十四条の六十二及び第百十四条の六十一第五項(第百十四条の六十三人の規定による機響の作成 「第五十四条の六十二人の規定による書面の記載」 「第九十八条」 「第五十四条の六十一第五項(第百十四条の六十三人の規定による書面の記載 第百四十九条の四第二項の規定による書面の記載 第百十四条の六十五第三項(第百十四条の六十三人の規定による書面の記載 第百十四条の十二条第1項の規定による書面の記載 第百十四条の十二条第1項の規定による書面の記載 第百十四条の十十二条第1項の規定による書面の記載 第百十四条の十十二条第1項の規定による書面の記載 第百十四条の十十二条第1項の規定による書面の記載 第百十四条の十十二条第1項の規定による書面の記載 第百十四条の十十三人の規定による書面の記載 第百十四条の十十三人の規定による書面の記載 第百十四条の十十三人の規定による書面の記載 第百十四条の十十二条第1項の規定による書面の記載 第百十四条の十十二条第1項の規定による書面の記載 第百十四条の十十三人の規定による書面の記載 第百十四条の 別定による書面の記載 第百十四条の 別定による書面の記載 第1項の規定による書面の記載 第1項の規定による書面の記載 第1項の規定による書面の記載 第1項の規定による書面の記載 第1項の規定による記録の作成 第1項の規定による記録の作成 第1項の規定による記録の作成 第1項の規定による記述 第1項及び第1項の規定による記述 第1項及び第1項の規定による記述 第1項及び第1項の規定による記述 第1項及び第1項の規定による記述 第1項及び第1項及び第1項及び第1項及び第1項及び第1項及び第1項及び第1項及び	よる記録の作成	第百九十一条第三項第二号(第百九	の規定による記録の作成	一十八条の三において準用する場合を
項の規定による 第百四条の規定による製約の締結 第百四十一条第三項の規定による観 第百十四条の一十二条の対策 第百四十九条の四第二項の規定による制 第百十四条の大十二及び第百十四条の六十 第三四十九条の四第二項の規定による制 第百十四条の大十二及び第百十四条の六十 第三四十九条の四第二項の規定による制 第百十四条の大十二及び第百十四条の六十 第三四十九条の四第二項の規定による制 第百十四条の大十二及び第百十四条の六十 第三四十九条の四第二項の規定による制 原正おいて準用する場合を含む。) 第百四十九条の四第二項の規定による書面の 成定による製約の締結 70 規定による製約の締結 70 規定による書面の 日本 1 日本	第三十四条の二の八第一項の規	第百九十条の規定による記録の作成	七条の六十一第五項第	第九十八条の二第五項第一号(第九
項の規定による 東百十四条の大十二及び第百十四条の六十 一において準用する場合を含む。) 第百十四条の大十二及び第百十四条の六十 一において準用する場合を含む。) 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 一において準用する場合を含む。) 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 一において準用する場合を含む。) 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 一において準用する場合を含む。) の規定による製約の締結 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 一四条の六十二及び第百十四条の六十 一四条の六十二及び第百十四条の六十 一四条の六十二及び第百十四条の六十 一四条の六十二及び第百十四条の六十 一回条の六十二及び第百十四条の六十 一回条の六十二及び第百十四条の六十 一回条の六十二及び第百十四条の六十 一回条の六十二及び第百十四条の六十 一回条の六十二及び第百十四条の六十 一回条の六十二及び第百十四条の六十 一回条の六十二人及び第百十四条の六十 一回条の六十二人及び第百十四条の六十 一回条の六十二人及び第百十四条の六十 一回条の六十二人及び第百十四条の六十 一回条の六十二人及び第百十四条の六十 一回条の六十二人及び第百十四条の六十 一回条の六十二人及び第百十四条の六十 一回条の十二人及び第百十四条の六十 一回条の六十一人及び第百十四条の一項の規定による書面の記載 第百七十三条第一項(第百七十八条) 第百七十三条第一項(第百七十八条) 第百七十三条第一項(第百七十八条) 第百七十三条第一項(第百七十八条) 第百七十三条第一項(第百七十八条) 第百七十五条第五項の規定による書面を 第百七十五条の十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	記	録の作成		契約の締結
四において準用する場合を含む。) 第百四十一条第三項の規定による製約の締結 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十一第五項(第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二人及び第百十四条の六十二人の規定による書面の提定による帳簿の記載 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二人の規定による書面の作成 原音十四条の六十二人及び第百十四条の六十二人の規定による書面の作成 原音十四条の六十二人及び第百十四条の六十二人の規定による書面の作成 原音十四条の六十二人及び第百十四条の六十二人の規定による書面の作成 原音十四条の六十二人及び第百十四条の六十二人の理用する場合を含む。) 第百四十九条の四第二項の規定による書面の記載 第百七十三条の第二項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三	二十四条の四第三項の規定によ	ハ項の規定による	一第三項の	用する場合を含む。)の規定による
(第九十八条) 第百世十一条第二項の規定による帳簿の記載 第百世十一条第二項の規定による帳簿の記載 第百世条の元十二及び第百十四条の六十一第三項(第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二人を第二項(第百十二条第二項の規定による制金を含む。)の規定による契約の締結 の規定による契約の締結 第百四十九条の四第二項の規定による書面の作成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 第二項(第百十十八条の四第一項の規定による書面 施設の設備 第二十二条の十四条の六十二及が第百十四条の六十 第百四十九条の四第一項の規定による書面 施設の設備 年成 第百二十八条の四第一項の規定による書面 施設の設備 年成 第百二十八条の四第一項の規定による書面 施設の設備 東生施設、第二十条の11年 「第百四十八条 「第百四十八条 「関する基準」 「現の規定による書」 「東生施設、第二十条 「現の規定による要生計画 「東生施設、第二十三条第一項(第1十三条 「現の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第二項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第一項の規定による長漢第二項の規定による長漢第二項の規定による長漢第二項規定による表記 「東生施設、第二十三条第一項(第二十八条の四第三項、第二十八条の開第三項、第二十八条の開第三項、第二十八条の開第三項、第二十八条の開第三項、第二十八条の開第三項、第二十八条の開第三項、第二十十三条第一項(第1十一条条)「項の規定による長漢第二項の規定による記)「東生施設、第二十第三項の規定による表面の作成 第1年、第1年、第1年、第1年、第1年、第1年、第1年、第1年、第1年、第1年、	の作成	成	簿の記載	の三及び第九十八条の四において準
項の規定による書面の 銀定による契約の締結 第百四十一条第三項の規定による書面の記載 第百四十一条第三項の規定による記述 第百四十一条第三項の規定による書面の作成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二号チ 第百四十九条の四第二項の規定による書面の作成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二人及び第百十四条の六十二人及び第百十四条の六十二人及び第百十四条の六十二人の規定による書面の作成 第百四十九条の四第二項の規定による書面の作成 第百四十九条の四第二項の規定による書面の作成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二人及び第百十四条の六十一第三項(第百十十九条の四第二項の規定による書面の規定による書面の規定による書面の規定による書面の記載 第百四十九条の四第二項の規定による書面の記載 第百四十九条の四第二項の規定による書面の記載 第百四十九条の四第二項の規定による書面の記載 第百四十九条の四第二項の規定による書面の記載 第百四十九条の四第二項の規定による書面の記載 第百十四条の二第二項の規定による書面の記載 第百十四条の二第二項の規定による書面の記載 第百十四条の二第二項の規定による書面の記載 第百十四条の二第二項の規定による書面の記載 第百十四条の二第二項の規定による書面の記載 第百十四条の二項の規定による書面の記載 第百十十三条第一項(第百十十八条) 第百十十三条第一項(第百十十八条) 第百十十二条第一項(第百十十八条) 第百十十二条第二項の規定による書面の記載 第1十四条の作成 第1十四条の作成 第1十四条の四第二項の規定による書面の記載 第1十四条の作成 第1十四条の四条の十十入の記載 第1十四条の四第二項の規定による書面の記載 第1十四条の十十八条の四第二項の規定による書面の記載 第1十四条の十十八条の四第二項の規定による書面の記載 第1十四条の十十八条の四第二項の規定による書面の記載 第1十四条の十二条及び第百三十十条の十八条の四第二十二条及び第百三十十条の十八条の四第二項の規定による書面の記載 第1十四条の十二条反び第百三十十条の十八条の二項(第百十四条の十八条の二項(第百十四条の十八条の二項(第百十四条の二項(第百十四条の六十八条の三項(第百十十八条の三項(第百十四条の六十八条の三項(第百十四条の六十八条の三項(第百十一条の二項(第百十一条の十八条の三項(第百十一条の二項) 第1十四条の二十二条正項(第百十一条の二十八条の三項) 第1十四条の二十二条正項) 第1十二条第二十二条正列 第1十二条正列 第1十二条 1十二条 1十二系 1十二条 1十二系 1十二系 1十二系 1十二系 1十	二十三条第四項の規定による記	規定による	十四条の七十七	+
項の規定による 項の規定による 類面四共の規定による製約の締結 第百四十一条第三項の規定による書面の 定による作業 第百十四条の大十二第三項(第百十 第三四十一条第三項の規定による書面の 定による作業 第百十四条の大十二級で第百十四条の六十二第三項(第百十 第百四十五条第二項の規定による書面の 定による台帳 第百十四条の六十二第三項(第百十 第百四十五条第二項の規定による書面の 定による台帳 第百十四条の六十二第三項(第百十 第百四十五条第二項の規定による書面の 成規定による契約の締結 第百四十五条第二項の規定による書面の 成規定による契約の締結 第百四十九条の四第二項の規定による書面の 成規定による契約の締結 第百四十九条の四第二項の規定による書面の 成規定による契約の締結 第百四十九条の四第二項の規定による書面の 成規定による契約の締結 第百四十九条の四第二項の規定による書面の の規定による契約の締結 第百四十九条の四第二項の規定による書面の の規定による契約の締結 第百四十九条の五第一項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第百四十九条の五第一項、第三項、第百四十九条の四第二項の規定による書面の 第百十四条の六十二第三項(第百十 第百五十八条の四第一項の規定による書面の 第百十四条の六十六及び第百十四条の六十 第百五十八条の四第一項の規定による書面の 第百十四条の二項の規定による書面の 第百十四条の二項の規定による書面の 第百二十八条の四第二項の規定による書面の 第百二十八条の四第二項の規定による書面の 第百二十八条の四第二項の規定による書面の 第百二十八条の三第二項の規定による書面の 第百二十一条第二項(第百十一八条 第百二十八条の三第二項の規定による書面の 第百二十一条の三第二項の規定による書面の 第百二十一条第三項(第百十一八条 第百二十一条第三項(第百十一八条 第百二十八条の四第一項の規定による書面の 第百二十十三条第一項(第百十一八条 第百二十八条の四第一項の規定による書面の 第百二十八条の三第二項の規定による書面の 第百二十八条の三第二項の規定による書面の 第百二十八条の四第一項の規定による書面の 第百二十八条の四第一項の規定による書面の 第百二十八条の四第一項の規定による書面の 第百二十八条の四第一項の規定による帳簿の作成 第百二十十三条第一項(第百七十八条 第二十八条の二第二項の規定による帳簿の作成 第二十四条の六十 第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、第三項、	録の作成	の規定による書面の記載	書	律施行規則 記載
第百四条の六十二及び第百十四条の六十 第百四十九条の四第二項の規定による標準の規定による契約の締結 第百四条の六十二及び第百十四条の六十二人の規定による契約の締結 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二人の規定による書面の規定による影療録の の規定による契約の締結 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十一第五項及び第六項の規定による書面の規定による書面の規定による表表の 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十一第五項及び第六項の規定による書面の規定による表表の 第百十四条の六十五第三項(第百十 第百四十九条の五第一項、第三項、第五項及び第六項の規定による書面の規定による表表の 第百十四条の六十五第五項(第百十 第百四十九条の四第一項の規定による書面の規定による表表の 第百十四条の六十五第五項(第百十 第百四十九条の四第一項の規定による書面の規定による書面の規定による表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	全衛第十四条の三第二項の規定による	準用する場合を含む。)及び	第百十四条の七十四の規定による記	関する法項及び第六項の規定による書
でによ (第百十	簿の作成	及び第百三十七条の七十八に	の規定による契約の締結	性の確保等用する場合を含む。)、第三項、第五
第一四条の六十八条の元第二項の規定による記録を含む。) の規定による契約の締結 第一四条の六十二及び第百十四条の六十 第三四十一条第三項の規定による記録を含む。) の規定による契約の締結 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 第百四十九条の四第二項の規定による書面の作成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 第百四十九条の四第二項の規定による書面の作成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 第百四十九条の四第二項の規定による書面の規定による契約の締結 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 第百四十九条の四第二項の規定による書面の規定による書面の規定による契約の締結 第百十四条の六十五第三項(第百十四条の六十万及び第百十四条の六十 第百五十八条の三第二項の規定による書面の規定による書面の規定による製約の締結 第百十四条の六十五第五項(第百十四条の六十 第百五十八条の四第二項の規定による書面の規定による書面の規定による製約の締結 第百十四条の六十 第百五十八条の四第二項の規定による書面の規定による書面の規定による製約の締結 第百十四条の六十 第百五十八条の四第一項の規定による書面の規定による製約の締結 第百十四条の六十 第百五十八条の三第二項の規定による書面の記載 第百十四条の六十五条の二十 第百五十八条の三第二項の規定による書面の記載 第百十四条の六十五第五項(第百十四条の六十 2書面の記載 第1項及び第三項において準用する場合を含む。) の規定による帳簿の 第2項を含む。) の規定による帳簿の 第1項及び第三項において準用する 第1項及び第三項において準用する 第1項及び第三項において準用する 第1項及び第三項において準用する 第1項及び第三項において準用する 第1項及び第三項において準用する 第1項及び第三項において準用する 第1項及び第三項の規定による帳簿の 第1項及び第三項の規定による帳簿の 第1項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三項及び第三	する場合を含む。)の規定による帳	第百七十三条第一項(第百十四条の	七において準用する場合を含む。)	八十三第二項にお
(第百十四条の六十五第五項(第百十	び第三十条の二第三項において準用	記載	四条の六十六及び第百十四条の六十	質、有効第十四条第一項(第百十二条
「「「「「「「」」」」	四第三項、第二十九条の二第三項及	場合を含む。)の規定による帳簿の	第百十四条の六十五第五項(第百十	療機器等の作成
ではよう (第十十/条) (第十十/条) (第1十/条) (第1十/条) (第11111111111111111111111111111111111	律施行規則 二十八条の二第三項、第二十八条の	する	の規定による契約の締結	、 医第十三条第二項の規定による帳簿
では、	に関する法第三項、第二十六条の四第三項、第	十四条第二項(第百七十八条	七において準用する場合を含む。)	規則
第百十四条の六十五第三項(第百十 第百五十八条の四第一項の規定による記録でによる関係のの規定による契約の締結 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 第百四十五条第三項の規定による書面の作成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 第百四十五条第三項の規定による書面の作成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 第百四十五条第二項の規定による書面の作成 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十 第百四十五条第二項の規定による書面の 第百五十八条の四第一項の規定によ 144	環境の確保第二十五条の十四(第二十六条の二	の記載	十六及び第百十四名	療
記載	ける衛生的作成	十八条の四第一項の規定によ	第百十四条の六十五第三項(第百十	び保険薬剤
第1	築物にお第三条の十五の規定による帳簿	の作成	の規定による契約の締結	険薬局及第五条の規定による調剤録の記
ではより	関する基準	十八条の三第二項の規定によ	三において準用する場合を含む。)	規則
第百十四条の六十一第五項(第百十 第五項及び第六項の規定による書面 施設の設備 第百十四条の六十一第五項(第百十 第百四十九条の五第一項、第三項、	び運		四条の六十二及び第百十四条の六十	養担当
(元) (設の設	及び第六項の規定による書面		及び保険記載
本の日本 三において準用する場合を含む。) 本身十月第 第百四十月第 一級	宿所提	十九条の五第一項、第三項、	の規定による契約の締結	医療機第二十二条の規定による診療録
本の対しておいて準用する場合を含む。) 第百四十九条の四第二項の規定による書面の 第百十四条の六十二及び第百十四条の六十一第三項(第百十四条の六十二分子 第百十四条の五十四第十二号子 第百十四条の五十四第十二号子 第百十四条の五十四第十二号子 第百十四条の五十四第十二号子 第百十四条の五十四第十二号子 第百十四条の五十四第十二号子 第百十四条の五十四第十二号子 第百十四条の五十四第十二号子 第百四十五条第二項の規定による書面の 第百十四条の六十二段が第百十四条の六十 第百四十五条第二項の規定による書面の 第百十四条の六十二段が第百十四条の六十 第百四十五条第二項の規定による書面の 第百十四条の六十二段が第百十四条の六十 第百四十九条の四第二項の規定による書面の 第百十四条の六十二段が第百十四条の六十 第百四十九条の四第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条におい 第百四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方四十五条第二項の規定による書面の 東方面の作成 第百四十五条第二項の規定による書面の 東方十二条第二項の規定による書面の 東方面の作成 第百四十五条第二項の規定による書面の 東方面の作成 第百四十五条第二項の規定による書面の 東方面の作成 第百四十五条第二項の規定による書面の 東方面の 東方面の 東方面の 東方面の 東方面の 東方面の 東方面の 東方	産施設及	の作成	三において準用する場合を含む。)	
方により 第百十四条の六十一第三項(第百十四条の元十一第三項(第百十四条の元十一第三項(第百十一条第二項の規定による製約の締結 面の作成 有方十月条の規定による製約の締結 第百四十一条第三項の規定による書面の作成 おきします。 おきします。 日本の規定による製約の締結 第百四条の規定による製約の締結 第百四十一条第三項の規定による帳簿の記載 日本の規定による帳簿の記載 第百四条の規定による帳簿の記載 第百四十一条第三項の規定による帳簿の記載 日本の規定による帳簿の記載 第十一条第一項(第十五条においます。 第一日、第三項、第五 本においます。 本においますま	生施設、作成	十九条の四第二項の規定によ	四条の六十二及び第百十四条の六十	法律施
本の作業 (2)の規定による書面の作成 項及び第六項の規定による書面の 可及び第六項の規定による書面の 記載 市口条の五十四第十二号チ 第百四十一条第三項の規定による記述 市口条の五十四第十二号チ 第百四条の規定による契約の締結 第百四十一条第三項の規定による記述 財政規則 による書面の作成 第十一条第一項(第十五条においた事用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載 第百四十一条第三項の規定による帳簿の記載 市の作成 第四十一条第三項の規定による記述 び取扱規則 による書面の作成 第十一条第一項(第十五条においた事用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載 第6世半月第一項の規定による帳簿の記載 第十一条第一項の規定による帳簿の記載 第十一条第二項の規定による帳簿の記載 第十一条第一項の規定による帳簿の記載 第十一条第二項の規定による帳簿の記載 第十一条第二項の規定による帳簿の記載 第十一条第二項の規定による帳簿の記載 第十回表述 第十回表述 第十回表述 第十回表述 第十回表述 第十回	護施設、第二十条の規定による更生計画		十四条の六十一第三項	等に関す日誌の作成
第百十四条の五十四第十二号子 第百四十六条第一項、第三項、第五 第十一条第二項の規定による帳簿の記載 第百七条の規定による契約の締結 第百四十一条第三項の規定による帳簿の記載 第百四十一条第三項の規定による記述 第十一条第一項(第十五条におい第十一条第一項(第十五条におい第十一条第一項(第十五条におい第十一条第一項(第十五条におい第十一条第一項(第十五条におい第十一条第一項(第十五条におい第十一条第一項(第十五条におい第十一条第一項)	載	第六項の規定による書面	の規定による書面の作成	規定による作
料の控 第百七条の規定による契約の締結 第百四十五条第二項の規定による記 び取扱規則 による契約の締結 第百四十一条第三項の規定による記 び取扱規則 による書面の作成 お口条の規定による契約の締結 第百四十一条第三項の規定による記 び取扱規則 による書面の作成 第百四条の規定による契約の締結 第百四十一条第三項の規定による記 び取扱規則 による書面の作成 第百四条の規定による契約の締結 第百四十一条第三項の規定による記 び取扱規則 による書面の作成 第百四十一条第三項の規定による記 で取扱規則 による書面の作成	十一条第二項の規定による帳簿	十六条第一項、第三項、第	百十四条の五十四第十二号	
料の控 の記載 第百四条の規定による記録、書類等 第百四条の規定による記録、書類等 録の作成 第日四条の規定による記録、書類等 最の作成 第日四条の規定による記述の規定による記述の規定による記述の規定による記述の規定による記述の規規則による書面の作成 第日四十一条第三項の規定による記述の規規則による書面の作成 おいて準用する場合を含む。)の規定による記述の規定による記述の規定による記述の規則による書面の作成 「日本の表記を含む。」の規定による記述の規定による記述の規則による書面の作成 「日本の表記を含む。」の規定による記述の規定による記述の規定による記述の規則による書面の作成	帳簿の記載		規定による帳簿の記	規除に関する計算書の記載
第百四条の規定による記録、書類等 録の作成 第十一条第一項(第十五条におい規定によ の規定による契約の締結 第百四十一条第三項の規定による記 び取扱規則 による書面の作成 品の製造及いて準用する場合を含む。) 面の作成 品の製造及いて準用する場合を含む。) の規規 の規定による記 の規定による記 の規定による書面の作成 日の製造及いて準用する場合を含む。)の規規 の規定による書面の作成 日の製造及いて準用する場合を含む。)の規	用する場合を含む。)の規定に	十五条第二項の規定による		生年金保第二十六条の規定による保険料の
規定による関連による契約の締結 第百四十一条第三項の規定による記述の規則による書面の作成の七において準用する場合を含む。) 面の作成 品の製造及いて準用する場合を含む。) の規規反に	第十一条第一項(第十五条におい	成 -	の規定による記録、	į
の七において準用する場合を含む。) 面の作成 「品の製造 及いて準用する場合を含む。)の規()	取扱規則 による書面の作成	四十一条第三項の規定による記し	よる契約し	条の二十三第三項の規定に
二十一年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年十二年	の製造及いて準用する場合を含む。)の規則性医薬質に発覚して第二年の	作成	七において準用する場合を含す。	る記載
	対生医薬第二条第七項第三号(第十五条こ)	四十一条第二頁の規定こよる書	十八条の六第六頁(第九十	第三十条の二十三第二頁の規定こよ -

第五百六十七条第三項の規定による第五百七十五条の八第三項の規定による記録	第五十二条の十八第一項の規定による記録 第百五十一条の二十三の規定による記録 第百五十一条の二十三の規定による記録 第百五十一条の二十三の規定による記録 第百五十一条の二十三の規定による記録 第百五十一条の二十五の規定による記録 第百五十一条の五十五の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録 第三百十十九条の規定による記録	の記録の作成十三第二項の規定に
有機溶剤中第二十一条(特定化学物質障害予防規則 規則第三十八条の二第二項(特定化学物質障第二十八条の二第二項(特定化学物質障部二十八条の二第二項(特定化学物質障部二十八条の一度による記録を記録を表す。 の規定による記録を表す。 の規定による記述を表す。 の規定によることを表す。 の規定によることを表す。 の規定によることを表する。 のまることを表する。 のまるととを表する。 のまるとととを表する。 のまるとととをとをまる。 のまるととをとをとをとをとをとをととをとをととをとをとをとをとをとをととをとをと	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録 第五百九十二条第三項の規定による記録 第三十八条の規定による記録 第三十八条の規定による記録 第三五十七条の規定による記録 第三五十七条の規定による記録 第三五十七条の規定による記録 第三五十五条の規定による記録 第二五十一条第三項の規定による記録 第二十一条第三項の規定による記録 第二十一条第三項の規定による記録 第二十十一条第三項の規定による記録 第二十十十条の規定による記録	百七十五条の十一の規定によ
第三十六条の三の二第二項の規定による記録 第三十六条の三の二第五項第二号の規定による記録 規定による記録 規定による記録 おこ十六条の三の二第五項第二号の はこれる記録	規定による記録 規定による記録 第二十八条の三の二第六項の規定による記録 期則 期則 類等健康診断個人票の作成 第五十二条の三の二第六項の規定による記録 第五十二条の三の二第六項の規定による記録 第五十二条の三の二第六項の規定による記録 第五十二条の三の二第二項の規定による記録 第五十二条の三の二第二項の規定による記録 第五十二条の三の二第二項の規定による記録 第五十二条の三の二第二項の規定による記録 第五十二条の三の二第二項の規定による記録 第五十二条の三の二第二項の規定による記録 第五十二条の一の規定による記録 第五十二条の一の規定による記録 第五十二条の規定による記録 第五十二条の規定による記録 第五十二条の規定による記録 第三十六条第二項の規定による記録 第三十六条第二項の規定による記録 第三十六条第二項の規定による記録 第三十六条第二項の規定による記録 第三十六条第二項の規定による記録 第三十六条第二項の規定による記録 第三十六条第二項の規定による記録 第三十六条第二項の規定による記録 第三十六条第二項の規定による記録	による記録による記録
一	第三十八条の四の規定による記録 第三十八条の一十九第十九号の よる記録 第三十八条の十九第十九号の よる記録 第三十八条の十九第十九号の よる記録 第三十八条の二十一第十項の よる記録 第三十四条第二項の規定による記録 第三十四条第二項の規定による記録 第三十四条第二項の規定による記録 第四十五条第二項の規定による記録 第五十五条の出の規定による記録 第五十五条の規定による記録 第二十五条の規定による記録 第三十八条の十九第一段 第三十八条の十九第一段 第三十八条の十九第一段 第三十八条の十九第一段 第三十八条の 対域 記述 記述 第三十八条の 対域 記述	条 の

省定登 令に録

_	る帳簿の記載	第二十五条の十六第二項の規定によ		十二十	記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	=	対方を対策し	発第二頁の規定こよる長章	の記載の記載の記載の記載の記載の記載の記載の記載の記述の記述による記述による記述による記述による記述による記述による記述による記述による	一頁の見言ここの憂) 己我 第十九条の三十五の規定による帳簿) 証	第十九条の二十四の四十四第二項の	による帳簿の記載	第十九条の二十四の四十四第一項の	よる帳簿の記載	第十九条の二十四の二十九第二項の	よる帳簿の記載	十四の二十九第一項の	る帳簿の記載	九条の二十四		第十九条の二十の規定による帳簿の	- - (九条の十一の規定による	記載	十条の規定こよる長等の記載	定こよる長奪の記載	- -	の二の十三第一項	九の規定による帳簿の		四の		<u>ニ</u> の	簿の記載	0	帳簿の記載	第一条の	る帳簿の記載	及び指第一条
	よる記録	第二十六条の三の二第五項第二号の一規定による記録	第二十六条の三の二第四項第二号の		第二十六条の二第二項の規定による	第二十六条第八項の規定による記録	第二十条の規定による記録	第	がじん障害第六条の四第三項の規定による記録	書面の記載	第三十六条の六第六号の規定による	の締	の		第三十六条の六第二号の規定による	施行規則「書面での契約の締結」「一・注意」「「対象の対策」」であり、	関する法第三十六条の六第一号の規定による	進等書面の記載 の原質ニーフ多の二質三十の	産 第三	か作成 第六十二条第一項の規定による書類	二条第一頁)見巨二二合書の対対による開舞の対方による開舞の対方に	丘上系り見官こよる長奪り乍簿の言畫	り 十つ 七		法施行規帳簿の	業環境		タン	生	及 び.	サルタン	動安全コ	そり見定こよる長等り己哉こうの共気にこる情報の言	寛七十/多の規定による帳簿の記載	えつ見言こう長掌つ己	第六十五条第二項の規定による帳簿	頁)見至二二三章) 引成 第六十五条第一項の規定による帳簿	規定による帳簿の作	の記載	第二十五条の二十九第一項の規定に
	ま。 ま。 。		告書訂正時の日付等の記載	第十七条第二項の規定による最終報	的等を記載した最終報告書の作成	第十七条第一項の規定による試験目	夕訂正時の日付等の記載	第十六条第三項の規定による生デー	よる記録の作成	第十五条第二項の規定による文書に	画書の作成	第十五条第一頁の見定こよる式倹計 一年 川 電火の工作等の言葉		等一一と第三章 ショニュニア 東重 東 付 川 書 の 付 瓦	第十一条第一項の規定による標準操	l /以	第十条第三項の規定による保守点検		第八条第一項第九号の規定による文	一催	第八条第一項第八号の規定による生	反	第八条第一項第五号の規定による報		に関す	実施の作成	臨床試第六条第八号	に関す確認文書の作成	品の安第四条第	を規則を基第三十四条の規定による帳簿の記載		施行	関すり三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	労働者の保育三十三条の四第二頁の見定こよる	派(の確写三十三条の三等三頁の見言により正常三の言章	事業の適正の己哉の一条第三項の規定による書面の一条の過程を表現である。	助音を書写って写り見言にい書	第二十六条の三の二第七項の規定に		三の二第六項の規定に
	嘱する	第十	よる主	て進っ	第一		五第十十	写 書に	事第十	ま の	第二	験薬	第十	の規	二項	第十	験実	第十	定に	第一年	の見			要	第る治	- 準	単第八	島と	準消用	第七	る治	準月	第七	る治月	集 号 号	第一の 化	りま	: + ° +	- 第: 七	する省令	施の基準に

第十五条の四第一項(第五十八条第第八条第二項の規定による治験薬概第十五条の四第一項(第五十八条第)の規定による治験薬概要書の作成 (八条第一項(第五十七条において)治験実施計画書の改訂 七条第二項(第五十六条において作成 準用する場合を含む。)の規定に十六条第七項(第五十六条におい 用する場合を含む。)の規定によ七条第三項(第五十六条において 。)の規定による治験実施計画書七条において準用する場合を含七条第一項(第五十六条及び第五 項において準用する場合を含む。)十五条の五第一項(第五十八条第 十五条の四第二項及び第三項の規規定による治験実施計画書の作成 項において準用する場合を含む。 七条第五項(第五十六条において 治験実施計画書への記載 治験実施計画書への記載 用する場合を含む。)の規定によ る場合を含む。)の規定による委 る説明文書の作成 十五条の八第 十五条の六の規定による説明文書 薬概要書の改訂 規定による治験薬概要書の作成 実施計画書の改訂 十五条の五第二項の規定による治 十五条の四第四項の規定による治 一八条(第五十六条において準用 **丁九条において準用する場合を含丁六条第六項(第五十六条及び第** による契約 による治験実施計画書への記載 関する文書の作成 の規定による手順書の作成 項の規定による文

|び第十四条において準用する場合を 第十条第一項第一号 第九条の三第四項の規定による記録 規定による医療機器リスク管理計画 規定による医療機器リスク管理計画 第九条の二第一項第三号(第十四条 規定による医薬品リスク管理計画書 第九条の二第一項第二号(第十四条 規定による医薬品リスク管理計画書 第九条の二第一項第一号(第十四条 務手順書等への必要事項を定める 第九条第二項第三号の規定による記 第八条第二項第二号の規定による記 条において準用する場合を含む。) |第七条第一項(第十四条及び第十五| 書の作成又は改訂の際の日付の記載 規定による医療機器リスク管理計画 第九条の三第 第九条の三第一項第一号(第十四条 第九条の二第四項の規定による記録 規定による医薬品リスク管理計画書 の規定による製造販売後安全管理業 条において準用する場合を含む。) 第九条第三項 む。)の規定による記録の作成 第十五条において準用する場合を含 第九条第一項第四号(第十四条及び において準用する場合を含む。)の 第九条の三第一項第三号(第十四条 書の改訂 において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。)の 録の作成 録の作成 の規定による記録の作成 において準用する場合を含む。) い作成又は改訂の際の日付の記載 において準用する場合を含む。) (第十四条及び第十五 一項第二号 (第十条の二及 (第十四条 の の 0 製造管理及第五条の三第五号(第八十二条及び 製品の品質おいて準用する場合を含む。) 薬部外品、 する省令 用医薬品の び体外診断十三条において準用する場合を含 |医療機器及|第五条第一項(第八十二条及び第八 令 管理の基準定による品質標準書の作成 |再生医療等|第五条(第二十条及び第二十一 の基準に関含む。) び品質管理第八十三条において準用する場合を に関する省 化粧品及びの規定による文書の作成 医薬品 医第四条第四項(第二十条及び第二十 む。) の規定による文書化 び改訂 |準用する場合を含む。) の規定に 含む。)の規定による市販直後調査 理業務手順書の作成 第十八条第一項の規定による品質管 含む。) の規定による文書の作成及 第十六条第一号(第十九条から第) 第六条第一項 る記録の作成 準用する場合を含む。)の規定に上 第十二条第四項(第十四条において る記録の作成 第十一条第三項(第十四条において る記録の作成 準用する場合を含む。)の規定に上 第十条第四項(第十条の二において 実施計画書の作成又は改訂の際の日 含む。) の規定による市販直後調査 び第十四条において準用する場合を 第十条第一項第三号 実施計画書の改訂 含む。)の規定による市販直後調査 び第十四条において準用する場合を 第十条第一項第二号 実施計画書の作成 付の記載)規定による品質管理業務手順書の 条において準用する場合を含む。 条において準用する場合を含む。 一条までにおいて準用する場合を の規定による記録の作成 (第二十条及び第二十 (第十条の二及 (第十条の二及 一条に の規 第五条の六第四項(第八十二条及び 第十六条第二項第一号(第八十二条

|第五条の五第三項(第八十二条及び 第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による文書化

含む。) の規定による文書化 第八十三条において準用する場合を 第五条の六第一項 (第八十二条及び

|規定による品質管理監督文書への 第八十三条において準用する場合を において準用する場合を含む。) 第六条(第八十二条及び第八十三条 の規定による記録の作成

第七条第一項(第八十二条及び第 ステム基準書の文書化 十三条において準用する場合を含 の規定による品質管理監督

十三条において準用する場合を全 第七条第二項(第八十二条及び第 、テム基準書への記載 の規定による品質管理監督

む。)の規定による手順書への記載 十三条において準用する場合を含 第八条第二項(第八十二条及び第八 の規定による製品標準書の作成 三条において準用する場合を含む 第七条の二(第八十二条及び第八

第九条第二項(第八十二条及び第八 む。)の規定による記録の作成 十三条において準用する場合を含 第九条第一項(第八十二条及び第

む。)の規定による文書化 八十三条において準用する場合を含 第十五条第一項(第八十二条及び第 十三条において準用する場合を含 の規定による文書化

第十八条第一項(第八十二条及び第 合を含む。)の規定による文書化 及び第八十三条において準用する場

八十三条において準用する場合を含 第十八条第三項 八十三条において準用する場合を含 の規定による文書化 の規定による記録の作成 (第八十二条及び第

> 条において準用する場合を含む。) の規定による記録の作成 第二十条(第八十二条及び第八十三

第二十二条第二項(第八十二条及び

含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による文書化 第八十三条において準用する場合を 第二十三条第五号(第八十二条及び

条において準用する場合を含む。 らの規定を第八十二条及び第八十二 の規定による文書化 第二十四条第一項及び第二項(これ

第二十五条第一項から第三項まで 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 第二十四条第三項(第八十二条及び む。)の規定による文書化 八十三条において準用する場合を含 (これらの規定を第八十二条及び第

条において準用する場合を含む。 らの規定を第八十二条及び第八十1 の規定による文書化 第二十五条の二第一項及び第二項 第二十六条第三項及び第六項(これ む。)の規定による文書化 (これらの規定を第八十二条及び第 十三条において準用する場合を含

第八十三条において準用する場合を 第八十三条において準用する場合を 第二十八条第四項(第八十二条及び 含む。)の規定による記録の作成 場合を含む。)の規定による文書化 条及び第八十三条において準用する 第二十八条第二項第一号(第八十) 含む。)の規定による記録の作成 第二十六条第四項(第八十二条及び 第二十八条第三項(第八十二条及び

第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による文書化 第二十九条第一 項 (第八十二条及

含む。)の規定による要求事項の書 第八十三条において準用する場合を

面の作成

第三十条第一項、第三項及び第四項 (これらの規定を第八十二条及び第 む。)の規定による文書化 八十三条において準用する場合を含

第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による文書化 第三十三条第一項(第八十二条及び 第三十二条第四項(第八十二条及び 第三十一条第一項(第八十二条及び

第三十四条第一項及び第二項(これ 第八十三条において準用する場合を 条において準用する場合を含む。 らの規定を第八十二条及び第八十二 含む。)の規定による記録の作成 第三十三条第三項(第八十二条及び

の規定による文書化

第三十五条第一項及び第二項(これ 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 条において準用する場合を含む。) 第三十四条第四項(第八十二条及び の規定による文書化 らの規定を第八十二条及び第八十二

第三十五条の二第一項(第八十二条 条において準用する場合を含む。) らの規定を第八十二条及び第八十二)規定による記録の作成

第三十五条第四項及び第九項(これ

合を含む。)の規定による記録の作及び第八十三条において準用する場 合を含む。)の規定による文書化 及び第八十三条において準用する場 第三十五条の二第二項(第八十二条

第八十三条において準用する場合を |第三十六条第一項(第八十二条及び 含む。)の規定による文書化

第三十六条第六項(第八十二条及び 第八十三条において準用する場合を の規定による記録の作成

> |第三十六条の二(第八十二条及び第 む。)の規定による記録簿の作成 八十三条において準用する場合を含

含む。)の規定による文書化 第八十三条において準用する場合を 第三十七条第一項(第八十二条及び

第三十七条第六項(第八十二条及び

第三十八条第四項(第八十二条及び 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を

|含む。) の規定による文書及び記録 |第八十三条において準用する場合を

第八十三条において準用する場合を |第三十九条第四項(第八十二条及び 含む。)の規定による記録の保管

第四十一条第一項(第八十二条及び む。)の規定による記録の作成 八十三条において準用する場合を含 第四十条第二項(第八十二条及び第

らの規定を第八十二条及び第八十三第四十二条第一項及び第二項(これ 第八十三条において準用する場合を 条において準用する場合を含む。) 含む。)の規定による文書化

第四十三条第一項(第八十二条及び 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 第四十二条第三項(第八十二条及び の規定による文書化

第八十三条において準用する場合を

含む。)の規定による文書化

|第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 第四十四条第一項(第八十二条及び 含む。)の規定による記録の作成 第四十三条第三項(第八十二条及び

条において準用する場合を含む。) らの規定を第八十二条及び第八十二 第四十五条第三項及び第四項(これ の規定による文書化

第八十三条において準用する場合を 第四十五条第七項(第八十二条及び の規定による記録の作成

> 第八十三条において準用する場合を 第四十六条第三項(第八十二条及び 含む。)の規定による文書化

第四十七条第一項及び第四項(これ 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を

の規定による文書化

第四十九条第二項及び第四項(第

する場合を含む。)の規定による記 十二条及び第八十三条において準

第五十二条第一項及び第二項第二号 第八十三条において準用する場合を む。) の規定による文書化 八十三条において準用する場合を含 (これらの規定を第八十二条及び第 含む。)の規定による記録の作成 第五十一条第二項(第八十二条及び

条において準用する場合を含む。 らの規定を第八十二条及び第八十二 第八十三条において準用する場合を 第五十三条第二項及び第八項(これ 含む。)の規定による記録の作成

第五十二条第三項(第八十二条及び

|第五十三条第三項第一号及び第二号 第五十三条第四項(第八十二条及び 並びに第五項、第七項及び第十一 第八十三条において準用する場合を む。)の規定による記録の作成 八十三条において準用する場合を含 (これらの規定を第八十二条及び第

の規定による文書化 条において準用する場合を含む。 らの規定を第八十二条及び第八十二 第五十五条第二項及び第三項(これ |第四十六条第一項(第八十二条及び

条において準用する場合を含む。 らの規定を第八十二条及び第八十二

|第四十八条第一項(第八十二条及び 第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による文書化

の規定による文書化

含む。)の規定による文書化

で(これらの規定を第八十二条及び 第五十五条の二第一項から第三項ま

> 第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による文書化

合を含む。)の規定による記録の作及び第八十三条において準用する場 |第五十五条の二第五項(第八十二条

第五十五条の三第一項(第八十二条

及び第八十三条において準用する場

合を含む。)の規定による記録の作及び第八十三条において準用する場 第五十五条の三第二項(第八十二条 台を含む。) の規定による文書化

第八十三条において準用する場合を 第五十六条第二項(第八十二条及び 含む。) の規定による文書化

第八十三条において準用する場合を 条において準用する場合を含む。 含む。)の規定による文書化 第五十八条第二項(第八十二条及び の規定による記録の作成 らの規定を第八十二条及び第八十1 第五十六条第四項及び第七項(これ

第五十九条(第八十二条及び第八十 第八十三条において準用する場合を 第五十八条第四項(第八十二条及び 第八十三条において準用する場合を 第五十八条第三項(第八十二条及び の規定による記録の作成 含む。)の規定による記録の作成 含む。)の規定による記録等の作成 二条において準用する場合を含む

第六十条第二項(第八十二条及び第 八十三条において準用する場合を含 第六十条第三項(第八十二条及び第 む。) の規定による文書化 八十三条において準用する場合を含

第六十条の二第三項及び第四項(こ の規定による記録の作成 れらの規定を第八十二条及び第八十 二条において準用する場合を含む

む。)の規定による記録の作成

第六十条の三第二項(第八十二条及 び第八十三条において準用する場合 を含む。)の規定による文書化

条の三第三項において準用する場合 第八十三条において準用する場合を 第八十三条において準用する場合を 第六十六条第一項(第八十二条及び 第六十四条第二項(第八十二条及び 第八十三条において準用する場合を 第八十三条において準用する場合を 第八十三条において準用する場合を 第六十条の三第三項(第八十二条及 条の三第三項において準用する場合 び第四項(これらの規定を第七十二 第七十二条第二項第四号、 を含む。)の規定による文書の作成 第七十一条第一項第二号(第七十1 第六十九条の規定による文書化 含む。)の規定による品質管理監督 第六十六条第三項(第八十二条及び 含む。)の規定による文書化 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 第六十四条第三項(第八十二条及び 含む。)の規定による文書化 第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による記録の作成 第六十三条第三項(第八十二条及び 含む。)の規定による文書化 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 第六十一条第一項(第八十二条及び 第六十三条第二項(第八十二条及び 含む。) の規定による文書化 を含む。)の規定による記録の作成 び第八十三条において準用する場合 を含む。)の規定による文書化 び第八十三条において準用する場合 第六十条の四第一項(第八十二条及 を含む。)の規定による記録の作成 び第八十三条において準用する場合 第六十条の四第三項 の規定による文書の作成 第七号から第九号まで及 (第八十二条及び (第八十二条及 第五号、 場合を含む。)の規定による記録の |第三項において準用する場合を含 規定による記録の作成 において準用する場合を含む。) の規定を第八十二条及び第八十三条 第八十一条の二の二第一項第一号 を含む。)の規定による文書化 び第八十三条において準用する場合 第八十一条の二の二(第八十二条及 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 第七十七条第二項(第八十二条及び 含む。)の規定による文書化 第八十三条において準用する場合を 第七十七条第一項(第八十二条及び 条及び第八十三条において準用する 第七十六条第二項第二号 含む。)の規定による文書化 第八十三条において準用する場合を 第七十六条第二項(第八十二条及び る記録の作成 第七十六条第 含む。)の規定による文書化 第八十三条において準用する場合を 第七十六条第一項(第八十二条及び 含む。)の規定による記録の作成 第八十三条において準用する場合を 及びホからトまで(第八十二条及び らワまで並びに第二項第一号ロ、 第七十五条第一項第一号ホ及びルか の規定による文書化 条において準用する場合を含む。) らの規定を第八十二条及び第八十三 第七十五条第一項及び第二項(これ 含む。)による製品標準書への記載 第八十三条において準用する場合を 第七十四条の規定(第八十二条及び 第七十二条の二第一項及び第二項 む。) の規定による記録の作成 第七十二条第四項(第七十二条の三 (これらの規定を第七十二条の三第 一項において準用する場合を含む。 規定による文書化 リ及びヌ並びに第二号(これら 一項第五号の規定によ (第八十) 理の基準に 及び品質管作成 の製造管理第三条の三第二号に規定する文書の 医薬部外品 |医薬品及び|第三条の三第一号に規定する文書の 基準に関す 験の実施の後調査等業務手順書の作成又は改訂調査及び試第三条第二項の規定による製造販売 造販売後の る省令 医薬品の製第三条第一項の規定による製造販 作成 書の改訂 |第四条第三項第三号の規定による文 の際の日付の記載 の作成 る場合を含む。)の規定による文書二条及び第八十三条において準用す 第六条の二第二項の規定による製造 第四条第三項第四号の規定による製 後調査等業務手順書の作成 る場合を含む。) の規定による記 第八十一条の二の三(第八十二条及 による手順書等の作成等 基準に関する省令第五十六条の規定 とされる医薬品の臨床試験の実施の 第七条第二項において例によるもの に必要事項を定めること 販売後データベース調査実施計画 調査実施計画書に必要事項を定める 第六条第七項の規定による使用成績 又は改訂した場合の日付の記載 造販売後調査等基本計画書等を作成 要事項を文書で定めること 第四条第三項第二号の規定による必 造販売後調査等基本計画書の作成 第四条第三項第一号の規定による製 よる記録の作成 第八十一条の二の 第八十一 第八十一条の二の四第一項(第八十 を含む。)の規定による文書化 び第八十三条において準用する場合 一条及び第八十三条において準用す 条の二の四第二項 六第二項の規定に (第八十 防規則 実施の基準 臨床試験の十七条において準用する場合を含医療機器の第四条第一項(第七十六条及び第七 |石 綿 障 害 予|第三条第七項の規定による記録 関する省 |第三条の四第二項に規定する文書の む。) の規定による手順書の作成 第四十一条の規定による石綿健康診第三十七条第二項の規定による記録 |第三十六条第二項の規定による記録 第三十五条の二第一項の規定による 第二十五条の規定による記録 第三十六条の規定による手順書 製品標準書の作成 |第三十五条の規定による医薬部外品 第三十四条第四項に規定する文書 第十一条の五第 第七条の規定による医薬品製品標準 第六条第四項に規定する文書の作成 む。)の規定による治験実施計画 書面の作成 第四十六条の二第 断個人票の作成 第三十五条の規定による記録 指図書の作成 第三十八条第 書による取決め 第十一条の四第一 書の作成 第十条第 第八条第一 作成 第八条第一 第七条第一項(第七十六条及び第七 作成 書による取決め 書の作成 ・七条において準用する場合を含い。 一十三条の規定による記録 項の規定による手順書の 号の規定による製造指 |項に規定する文書の作 号の規定による製造 項の規定による文 項の規定による文 一項の規定による

文書への記載

第六号口、

|いて準用する場合を含む。) の規定 第二十八条第四項(第七十六条にお 委嘱に関する文書の作成 用する場合を含む。)の規定による 第十九条第二項の規定による治験機 規定による治験機器概要書の作成 第十八条第四項の規定による治験実 |準用する場合を含む。) の規定によ |第七条第二項(第七十六条において 第二十六条(第七十六条において準 第二十四条第七項(第七十六条にお 含む。)の規定による手順書の作成 第七十九条において準用する場合を 第二十四条第六項(第七十六条及び 第二十二条第 第二十条の規定による説明文書の 器概要書の改 施計画書の改訂 規定による治験実施計画書の作成 準用する場合を含む。) の規定によ 第七条第五項(第七十六条において 準用する場合を含む。) の規定によ 第七条第三項(第七十六条において いて準用する場合を含む。) いて準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 第十九条第一項(第七十八条第二項 よる治験実施計画書への記載 第十八条第二項及び第三項の規定に において準用する場合を含む。) 概要書の改訂 第八条第二項の規定による治験機器 る治験実施計画書の改訂 準用する場合を含む。)の規定にヒ る治験実施計画書への記載 る治験実施計画書への記載 による手順書の作成 第十八条第一項 る治験機器概要書の作成 第八条第一項 による説明文書の作成 よる契約 一十七条第二項(第七十六条にお (第七十七条において 項の規定による文書 (第七十八条第二項 の規定 の規定 |第五十五条第一項(第七十六条及び |第四十七条第二項(第七十六条及び 第七十九条において準用する場合を 第七十八条において準用する場合を 第六十七条第一項(第七十六条及び 八条において準用する場合を含む。 第五十九条(第七十六条及び第七十 含む。)の規定による手順書の作成 第七十八条において準用する場合を 名簿並びに会議の記録及びその概要 含む。)の規定による手順書、委員 第七十八条において準用する場合を 第四十四条の規定による総括報告書 証明書の作成 第四十二条第三項の規定による監査 書及び手順書の作成 第四十二条第一項の規定による計 規定による手順書の作成 において準用する場合を含む。) 第四十条第一項(第七十八条第1 実施計画書及び治験機器概要書の 第三十九条第三項の規定による治験 書の作成 第三十八条第二項の規定による手順 る文書の作成 第三十七条の規定による委嘱に関す 総括報告書の作成 用する場合を含む。) 第三十三条(第七十六条において進 いて準用する場合を含む。)の規定 第三十一条第三項(第七十六条にお いて準用する場合を含む。) の規定 第三十一条第一項(第七十六条にお 含む。)の規定による手順書の作成 第二十九条第一項 概要書の改訂 による治験実施計画書及び治験機器 による監査証明書の作成 い規定による文書による契約の締結 作成 による計画書及び手順書の作成 の 規定による症例報告書の (第七十六条及び の規定による n 画 の基準に関の際の日付の記載試験の実施後調査等業務手順書の作成又は改訂の調査及び第三条第二項の規定による製造販売 製造販売後 医療機器の する省令 |第三条第一項の規定による製造販売 第六条の二第二項の規定による製造 第四条第三項第四号の規定による製 第四条第三項第三号の規定による文 後調査等業務手順書の作成 第七十八条において準用する場合を 第七十四条第二項 第七十八条において準用する場合を 点検に係る記載 第七十八条において準用する場合を 第六十七条第二項(第七十六条及び 定による手順書等の作成等 の基準に関する省令第七十六条の規 とされる医療機器の臨床試験の実施 第七条第二項において例によるも 販売後データベース調査実施計画 調査実施計画書に必要事項を定める 第六条第七項の規定による使用成績 又は改訂した場合の日付の記載 造販売後調査等基本計画書等を作成 書の改訂 要事項を文書で定めること 第四条第三項第二号の規定による必 造販売後調査等基本計画書の作成 第四条第三項第一号の規定による製 含む。) 含む。)の規定による文書による記 第七十四条第一項 含む。)の規定による同意文書の記 第七十八条において準用する場合を 第七十二条第一項 含む。)の規定による症例報告書の 第七十八条において準用する場合を 第六十七条第三項(第七十六条及び 変更に係る記載 含む。)の規定による症例報告書の に必要事項を定めること の規定による説明文書の改 (第七十六条及び (第七十六条及び (第七十六条及び ||びに指定介予防訪問リハビリテーション計画の||びに指定介第八十六条第二号の規定による介護 果的な支援の作成のための効護予防通所リハビリテーション計画る介護予防第百二十五条第二号の規定による介ビス等に係作成 ||等の事業の|第七十六条第十三号の規定による介 スの事業の計画の作成 及び運営に 護予防サー 関する基準 定地域密第三条の二十四第一 サービス|予防訪問看護計画書の作成 定介護予第七十六条第二号の規定による介護 設備第三条の二十四第十項の規定による 設備護予防訪問看護報告書の作成 作成 |訪問看護報告書の作成 規定による介護予防短期入所療養介 第九十八条第一項の規定による認知 模多機能型居宅介護計画の作成 第七十七条第一項の規定による小規 第七十四条第一 第五十二条第一項の規定による認知 第二十七条第一項の規定による地 の規定による介護予防特定施設サ 第二百四十七条第二号(第二百六十 場合を含む。)の規定による介護予 及び第百八十五条において準用する 第百四十四条第二号(第百六十四 症対応型共同生活介護計画の作成 症対応型通所介護計画の作成 第四十条の九第一項の規定による療 密着型通所介護計画の作成 第十一条第一項の規定による夜間対 ビス計画の作成 四条において準用する場合を含む。 において準用する場合を含む。) 第百九十七条第二号(第二百十五条 養通所介護計画の作成 応型訪問介護計画の作成 護計画の作成 防短期入所生活介護計画の作成 ービス計画の作成 項の規定による居宅 項の規定による

0)

		21
万物じ災東基法なめ護等護び及 発質たに日本 とに放よ本 以より大 とに放り大 でり性生震 の方的た介援介 が での での での での での での での での での での での での での	業支定 準に支の予に防着指運、事サ型定 直の援介 関援効防係サ型定営設業 介地 人等護 すの果のる 介地並備のビ護域 直の予算 本予算画介質作予算作業	第 作護第 計規に第 密
記録の一個では、第二十五条の九の規定に、第六条第二項、第二十五条の九の規定に、第二十五条の九の規定に、第二十五条の九の規定に、第二十五条の五代の一般では、第二十五条の五代の一般では、第二十五条の五代の一般では、第二十五条の九の規定に、第二十五条の十五十五条の十五十五を、第二十五十五十五を、第二十五十五十五十五を、第二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	小規模多機能型居宅介護報告 四十二条第二号の規定による 下十六条第二号の規定による 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の規定 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二号の 一十二条第二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二号の 一十二条第二号の 一十二条第二号の 一十二号の 一十二条第二号の 一十二号の	着型特定施設サービス 百三十八条第一項(第 百三十八条第一項の相 による地域密着型施 による地域密着型施 でによる地域密着型施 でによる地域密着型施 でによる地域密着型施 の作成
よ 第 る二	にい 画護 の護 計定 の護 の	看 の看 スの条成
試製再 験品生 の臨療 施床等	省準の非性製再 令に実臨に品生 関施床関の医 すの試す安療 る基験る全等	省を則事規線る業する 一大学を制事を 一大学を 一大学を 一大学を 一大学を 一大学を 一大学を 一大学を 一大学
項(第七十一項の規定間(第七十一項の規定間の規定を表換を表換を表換を表換を表換を表換を表換を表換を表換を表換を表換を表換を表換を	第一条第一項の規定 第一条第一項の規定 第十一条第一項第五号の作成 事一条第一項第五号の作成 事一条第一項第五号の作成 事一条第一項の規定 一項の規定 一項の規定 を発言項の規定 を表第一項の規定 を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	二十五条の六第一項の規第二十一条の規定による除第二十一条の規定による除期間外票六条第四項の規定に附則第六条第四項の規定に附則第六条第四項の規定にの作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の
による文書に による文書に による世デー による試験目 による最終報 による最終報 による最終報 による最終報 による最終報	による 規定による 規定による 規定による 規定による 規定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関定による 関方 の記載 の記載 の記載 の記載 の記載 の記載 の記載 の記載	1 る る 等 に : 記 書 電 よ
		する 省令
を嘱に関する文書の作成 第二十二条第一項の規定による契約 第二十四条第六項(第七十六条 第二十四条第六項(第七十六条 第二十六条(第七十六条 による説明文書の作成 による説明文書の作成 による説明文書の作成 による説明文書の作成 による説明文書の作成	本の規定による治験実施計画書の改訂 第八条第一項(第七十七 第十八条第二項の規定による治験製品概要書の投訂 第十八条第二項及び第三 において準用する場合を含む。)の規定を第七十六条第二項及び第三 実施計画書への記載 第十九条第一項(第七十十 第十九条第一項(第七十十 第十九条第一項(第七十十 一度による治験実施計画書の改訂 第十九条第一項(第七十十 第十九条第一項(第七十十 本計画書の改訂 第十九条第一項(第七十十 第十九条第一項(第七十十 本計画書の改訂 本計画書の改訂	準用する場合を含む。)の作成 単用する場合を含む。)の記載る治験実施計画書への記載る治験実施計画書への記載る治験実施計画書への記載の治験実施計画書への記載の作成 の作成 の作成
契約 四条第六項(第七十六条及び四条第六項(第七十六条及びの規定による手順書の作成の規定による手順書の作成明文書の作成の規定による手順書の作成別する場合を含む。)の規定制的文書の作成が、一、条(第七十六条において準にはいる。	実施計画書の改訂 第一項(第七十七条において 第二項の規定による治験製品概要書の作成 製品概要書の作成 製品概要書の作成 条第二項の規定による治験製品 条第二項及び第三項(これら 条第二項及び第三項(これら 条第二項及び第三項(これら 条第二項及び第三項(これら 条第二項の規定による治験製品 を第七十八条第二項 とる治験製品概要書の作成 よる治験製品概要書の作成 よる治験製品概要書の作成 本第二項の規定による治験製品 を第七十八条第二項 を第七十八条第二項 を第七十八条第二項 を第七十八条第二項 を第七十八条第二項 を第七十八条第二項 を第七十八条第二項 を第七十八条第二項 を第七十八条第二項 を第一項(第七十八条第二項 本の改訂	高場合を含む。)の規定による場合を含む。)の規定によいて 実施計画書への記載 実施計画書への記載 実施計画書への記載 実施計画書への記載 第五項(第七十六条において 第五項(第七十六条において

改訂

第四十条第一項(第七十八条第二項

において準用する場合を含む。)

の

実施計画書及び治験製品概要書の第三十九条第三項の規定による治験

|第三十九条第三項の規定による治

|第三十八条第二項の規定による手順

る文書の作成

書の作成

総括報告書の作成用する場合を含む。)の規定による

第三十三条(第七十六条において準

いて準用する場合を含む。)の規定

による監査証明書の作成

第三十七条の規定による委嘱に関す

|第四十七条第二項(第七十六条及び

名簿並びに会議の記録及びその概要 含む。)の規定による手順書、委員 第七十八条において準用する場合を

第七十八条において準用する場合を

第五十五条第一 の作成

項(第七十六条及び

含む。)の規定による手順書の作成

の作成

第四十四条の規定による総括報告書

証明書の作成

第四十二条第三項の規定による監査

第四十二条第一

項の規定による計画

書及び手順書の作成

規定による手順書の作成

第三十一条第一項(第七十六条にお 第七十九条において準用する場合を による治験実施計画書及び治験製品いて準用する場合を含む。) の規定 第二十八条第四項(第七十六条にお |いて準用する場合を含む。) の規定| 第二十七条第二項(第七十六条にお 第三十一条第三項(第七十六条にお いて準用する場合を含む。) の規定 含む。)の規定による手順書の作成 第二十九条第一 概要書の改訂 による計画書及び手順書の作成 による手順書の作成 項(第七十六条及び

要事項を文書で定めること	無定による文書による契約の締 大十七条第一項(第七十六条及 大十七条第一項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十七条第二項(第七十六条及 大十四条第一項(第七十六条及 七十四条第一項(第七十六条及 七十四条第一項(第七十六条及 七十四条第一項(第七十六条及 七十四条第一項(第七十六条及 七十四条第一項(第七十六条及 七十四条第二項の規定による症例報告書 大十四条第二項の規定による症例報告書 を一十四条第二項の規定による対害による 大十四条第二項の規定による対明文書の 一十四条第二項の規定による対害による 大十四条第二項の規定による対害と 大十四条第二項の規定による対害と 大十四条第二項の規定による対害と 大十四条第二項の規定による対害と 大十四条第二項の規定による対害と 大十四条第二項の規定による対害と 大十四条第二項の規定による 大十四条第二項の規定による 大十一八条において準用する場合 大十四条第二項の規定による 大十一八条において準用する場合 大十八条において準用する場合 大十八条においてが上へ条による 大十八条においてが上へ条による 大十八条においてが上へ条による 大十八条によ	五十九条(第七十六条及
工第等第よ第び評 物九 業 七 る 二 十 統 二 十 の 項 標 六 の 一 計 土 板 明	10 10 10 10 10 10 10 10	第六条第七項の規定による使用
別表第三 (第八条及び第九条関係) 職業安定法 第三十三条の三第二項において読 会品衛生法 第三十三条の三第二項において読 会品衛生法 第三十九条第二項第一号の規定に よる財務諸表等の閲覧又は謄写 よる財務諸表等の閲覧又は謄写 よる財務諸表等の閲覧又は謄写	理基準書の作成 理基準書の作成 一年成 一年成 一年成 一年成 一年成 一年成 一年成 一年	十七条第一
 定法 定法 会労働安全衛生法第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定にて準用する場合を含む。)の規定によいて準用する場合を含む。)の規定において準用する場合を含む。)の規定において準用する場合を含む。)の規定においる財務諸表等の閲覧又は謄写においる場合を表示。 	る事業報告書等、監事の監査 書及び定款又は寄附行為の関係 書及び定款又は寄附行為の関係 書者福規定による財務諸表等の関覧 第五十二条の十第一項及び第二十二条の十第一項及び第三十二条の十第一項及び第二十二条の十第一項及び第五十二条の十第一項及び第三十七条(第五十二条の十第一項及び第三十七条(第五十二条の十第一項及び第三十七条(第五十二条の十第一項及び第三十七条(第五十二条の十第一項及び第五十二条の十第一項及び第五十二条の十第一項及び第五十二条の十第一項及び第五十二条の十第一項及び第五十二条の十第一項及び第五十二条の十第一項及び第五十二条の十第一項及び第五十二条の十第一項及び第五十二条の計算。 「農」ではよる会計帳簿等の閲覧 を定による財務諸表等の閲覧 でによる計務諸表等の閲覧 を言さむ。) おいて準用する場合を含む。)	十一条の四第一項の規

										29
年金法施行令録	電官合寸企業 行令 おま 律 施	業の規制及びる 食鳥処理の事第			金令年金基	衛生法施	行令	健康保険法施	金法 年金法 年金法 日本	関する法律に
に関する原簿の閲覧による加の閲覧	十八条 お	請十	益項	員に関する原簿の閲覧第十七条第二項の規定による加入録の閲覧	の閲覧 第四条第四項の規定による会議録 はる財務諸表等の閲覧又は贈写	、	十条に	に 務 帳よ お の 簿る	覧電子等三項の規定による確定給等百条第三項の規定による企業の事業及び決算に関する報告書の閲覧	条の規定による財務諸表 (利定による当録を不 (対で定めるものの問題を (対して)がないものと (対して)がないものと (対して)がないものと (対して)がないものと (対して)がないものと (対して)が、 (対し)が、(対し)が、(がし)が、(
事業報告書その他の財務に関	省令 産目録、資告対照表、損益計算書、基準に関するする場合を含む。)の規定による財試験の実施の六条及び第五十八条において準用、医薬品の臨床第二十七条第二項第五号(第五十		よる財務	表等の閲覧 第二項第一 財務諸表等	条の二十四の四十第二項は謄写	一分)見ごころす考針十九条の二十四の二十五は謄写 の規定による財務諸表等	二十四の十第二項第写による財務諸表等	十九条の二十四の二の九第二関覧又は謄写一条の二の四十四の二十五第一条の二の四十四の二十五第一条の二の四十四の二十五第	九第二項第一号財務諸表等の閲二の八第二項第二の人第二項第二の人第二項第二の人第二項第二の人第二項第二の人第二項第二の人第二項第二の人第二項第二の人第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第二項第	項において準用する場合の二第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の二第三項、第二十六条の二第三項、第二十六条の二第二項、第二十六条の二第二項の規定によの十一第二項の規定によの十一第二項の規定によの十一第二項の規定によの十一第二項の規定によの十一第二項の規定によの十一第二項の規定によの十一第二項の規定によ
定による計算書類等(同条第一項に規法 第四十五条の三十二第三項第二号の規 よる定款の謄本又は抄本の交付 社会 福祉第三十四条の二第二項第二号の規定に	法律関する対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	及 が 青 申こよる対务者長等の誉な又よ少なり精 神 保 健第十九条の六の十第二項第二号の規定 財務諸表等の謄本又にお本の交付	品衛生第三十	康保険第百六 料の控	事業報告書その他の財務に関する 事業報告書その他の財務に関する	こ関する省合産目录、資昔付照長、員益計算書、の実施の基準する場合を含む。)の規定による財品の臨床試験六条及び第七十八条において準用再生医療等製第四十六条第二項第五号(第七十	書類の閲覧 事業報告書そ 省令 産目録、貸借	で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	に規定す業に関する。、有効性	機器等の品る財務諸表等の閲覧又は謄写(平成十三年る説明書類の縦覧厚生労働省令厚生労働省令厚生労働省令原生労働省令原生労働省令原生労働省令原生労働省令原生労働省会原生労働省会原生労働省会原生労働省会原生労働省会原生労働省会原生労働省会原生労働省会原生労働省会原生労働省会原土条第五項の規定による金融機器等の品る財務諸表等の閲覧又は謄写
法 産目録の提出 産目録の提出 選第二十六条第一項の規定による事業報	律関係:	び安全性有効性及	寮農機器	進等に関交付運等に関交付でいる財務諸表等の謄本又は抄本の障害者の第七十四条の三第十五項第二号の規定	す振うる興作	適 正 化 及る央算関系書類の是出の 運営 のて準用する場合を含む。)の規定によめ 運営 のて準用する場合を含む。)の規定によ関 係 営 業二条の十第一項及び第五十六条におい生 活 衛 生第三十六条第一項及び第二項(第五十	険 生 法 年	はので付 第五十四条の十一第三項第二号の規定 の交付 第五十四条の十一第三項第二号の規定 の交付 第五十四条の七第二項第二号の規定に の交付	よる同条第一項の書面の謄本又は抄本第五十四条の四第三項第二号の規定に交付で書面の謄本又は抄本の同条第一項の書面の謄本又は抄本の第五十四条第二項第二号の規定による	定する計算書類等をいう。)の謄本又は抄本の交付 第四十六条の二十六第二項第二号の規定による貸借対照表をいう。)の謄本 規定する貸借対照表をいう。)の謄本 又は抄本の交付 でによる貸借対照表をいう。)の謄本 又は抄本の交付

30				
関確安効のます保全性及る等性及、	療薬 律関鳥制事! 機品 施す検及業タ 器 ご 行る査びのま	理 金 年 境	法に器 生働 号 第 五 年 明 の す 移 全 に 器 の 会 会 会 の 会 会 の 会 会 会 の 会 会 の 会 の 会 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の の 会 の の の の の の の の の の の の の	*関の生お建 法開職 す確的け築 従業 る保環る物 促能 法に境衛に 進力
号(これらの規定を第九十八条の三第九十八条の二第四項第三号及び第文書による指示	八 第 務 第 条 九	第三十二条第三項において準用する労第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付財務諸表等の謄本又は抄本の交付財務諸表等の謄本又は抄本の大議員会への提出の代議員会への提出の代議員会への提出の代議員会への提出の代議員会への提出の代議員会への提出	無原の交付 年 全第五十条第二項第二号(第五十三条の 三、第五十四条、第五十四条の二及び 第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等 合を含む。)の規定による財務諸表等 の謄本又は抄本の交付	財務諸表等の謄本又は抄本の交付による決算関係書類の提出による決算関係書類の提出による
よいの百 報3	準用する場合を含む。) の規定によれて、	まる文書による指示 本の六十一第四項第三号及び 第百十四条の六十三におい で第百十四条の六十三におい で第百十四条の六十三におい で第百十四条の六十三におい で第百十四条の六十三におい で第百十四条の六十三においる場合を含む。)の規定による指示	来の六第四項第二号(第九十八条の六第四項第三号及び第五人条の六第四項第三号及び第五人条の六第四項第三号及び第五人条の六第七項(第九十八条の条の六第七項(第九十八条の本の六第七項(第九十八条の本の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二及び第百十四条の六十二人の規定による指示	法律施行び第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告 第九十八条の二第五項第一号(第九十八条の 第九十八条の二第五項第一号(第九十八条の 第九十八条の二第五項第一号(第九十八条の を含む。)の規定による報告 む。)の規定による報告
が本の交付	る省令 を 関び る省令 第一は抄事の おり事の おり事の の現れ、	に (((((((((((((十七条の六十三第四項第三号及十七条の六十三第四項第三号及十七条の六十三第七項の規定に 号並びに第五項第一号の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の六十三第七項の規定に 十七条の十第二項(第二十六条の の発行	第百三十七条の六十一第四項第二号の規定による文書による指示で第五号並びに第五項第一号の規定による報告よる指示まる文書による指示よる文書による指示といる文書による指示といる文書による方書による方書による方書による方書による方書による方書による方書による方
る監査証明書の提出 る監査証明書の提出 る監査証明書の提出	第十六条第七項(第五十六条において 第十六条第二項(第五十六条におい 第二十三条第三項(第五十六条におい 第二十三条第三項(第五十六条におい 第二十三条第三項(第五十六条におい で 準用する場合を含む。)の規定による をニタリング報告書の提出	本は、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	医薬品の第十条第一項(第五十六条において準度薬品の第十条第一項第二号の規定による報告を全性に書の提出	第十九条の二十四の二十五第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付第二十五条の二十四の四十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付本の交付。

で選用する場合を含む) の規定による文書による説明及 に	中原 (第五十六条及び第五十八条及び第五十六条及び第二十六条及び第二十六条及び第一項(第五十六条及び第一項(第五十六条及び第一項(第五十六条及び第一項(第五十六条及び第一項(第五十六条及び第一項(第五十六条及び第一項(第五十六条及び第一項(第五十六条及び第一項(第五十六条及び第一項(第五十八条による過回)	第二十六条の八第二項の規定によるモ 指
準関び、設力す運設の福	日 で ス て 準用する場合を含む。)の規定による訪問介護計画の交付	定居 宅第二十四条第四項(第四十三条におい
第九条第二項第三号の表示による文書による指示 中五条において準用する場合を含む。) の規定による文書による報告 第九条の二第四項の規定による文書に よる報告	(健 施 設 ビス計画の交付 人員、 東部外において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告 第九条第二項第二号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による対書による対書による指示 第九条第一項第二号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による対書による対書による指示 第九条第一項第三号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による対書による指示 第九条第一項第三号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による対書による指示 第九条第一項第三号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による指示 第九条第一項第三号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書による指示 第九条第二項第二号の規定による文書による対書による対書による対書による対書による対書による対書による対書による対	護老人第十四条第
立。)の規定による文書による報告む。)の規定による文書による報告で第十条第二項第一号(第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告	第十条第四項(第十条の二において準 第十一条第三項(第十四条において準 第十一条第三項(第十四条において準 第十一条第三項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十二条第四項(第十四条において準 第十条第二項第三号(第十五条から第二十一 をによる文書による報告 において準用する場合を含む。)の規定による文 第九条第五項第三号(第十十条及び第二十一条 でによる文書による報告 において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告 において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告 において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告 において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告 において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告 において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 において準用する場合を含む。)の規 による文書による報告	第九条の三第四項の規定による文書に

- 「 項」	32 理の 基準七十二条の三第三項において準用する	機器第二十八条第二項第二号(第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による文書による報告第十条第三項第二号(第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による文書による対書による対書による対書による文書による文書による対書による対書による文書による文書による報告第十一条第二項第二号(第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による文書による対書による報告第十一条第二項第五号(第二十条及び第二十一条において準用する場合を含製造販売二十一条において準用する場合を含製造販売によいて準用する場合を含製造販売による文書による文書による報告第十二条第二項第二号(第二十条及び第二十一条において準用する場合を含製造販売による文書による文書による報告第十一条第二項第二号(第二十条及び第二十一条において準用する場合を含製造販売の規定による文書による報告第十一条第二項第二号(第二十条及び第二十一条において準用する場合を含製造販売による文書による報告第十六条第一項第二号及び第二十一条をでにおいて準用する場合を含製造販売の規定による文書による報告第十八条第二項第二号(第二十条及び第二十一条とおいて準用する場合を含製造販売の規定による文書による報告第十八条第二項第二号(第二十条及び第二十一条とおいて準用する場合を含型。を表記を対して、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表
	告 一 示 一	の規定による文書による文書による文書による文書による文書による文書による文書による文書

る報告 る報告 第一項第二号の規定による **勇九号の規定による文書に** 二第一項第二号の規定によ 項第二 項第一 項第二 一号の規定による文書によ 項第三号の規定による文 項第一号の規定による文 項の規定による文書によ 項の規定による文書によ 項第一号の規定による文 項第五号の規定による文 項第二号の規定による文 一号の規定による文書に 項第 一号の規定による文書に 一項の規定による文書に 一項の規定による文書に 一項第1 項第二号の規定による 項第五号の規定による 一号の規定による文 一号の規定による文 一号の規定による文 二号の規定による 一号ロの規定によ 関する省 の 基準にの 臨床試用する場合を含む。)の規定による文の 臨床試用する場合を含む。)の規定による文医療機器第十条第一項(第七十六条において準 配付 |第四十八条第一号の規定による文書の において準用する場合を含む。)の規第五十一条第七項(第七十八条第二項 を含む。)の規定による文書による通七十八条第一項において準用する場合 第三十一条第三項(第七十六条にお |準用する場合を含む。) の規定による |第二十四条第七項(第七十六条にお 第二十一条(第七十八条第二項にお 定による文書による通知 第五十一条第六項(第七十六条及び第 見の提出 を含む。)の規定による文書による意 七十八条第二項において準用する場合 第五十一条第四項(第七十六条及び第 規定による文書による意見の提出 条において準用する場合を含む。) |第五十一条第一項から第三項まで(こ 第三十二条第二項(第七十六条にお て準用する場合を含む。) の規定によ モニタリング報告書の提出 第三十条第二項(第七十六条において る手順書の交付 第二十四条第六項(第七十六条にお て準用する場合を含む。) の規定によ れらの規定を第七十六条及び第七十 よる文書による通知 第四十三条第二項及び第三 リング報告書の提出 第四十一条第二項の規定によるモニタ る文書による通知 て準用する場合を含む。)の規定によ る監査証明書の提出 る文書の交付 て準用する場合を含む。)の規定によ て準用する場合を含む。) の規定によ る文書の提出 一項の規定に

の

34	
す基の及後製等再 る準実びの造製生 台に施試調販品医	
関の験査売の療	第 る て 項 第 の 十 第 に お の 第 む 七 第 む 七 第 定 に ら 第 定 に 第 知 を 七 第 見 を 七 説 準 、 七 規 八 七 よ い 規 六 ゜ 十 六 ゜ 十 六 に お の 六 に お 五 含 十 五 の 含 十 明 用 第 十 定 条 4 る て 定 十 の 八 十 よ い 規 す よ い 十 む 八 年 提 む
本の人の規定による文書による説明及む。)の規定による文書による文書による意見の陳述 第五条第一項第三号の規定による文書による意見の陳述 第五条第一項第三号の規定による製造 第五条第三項の規定による文書による報告 第五条第三項の規定による文書による報告 第五条第三項の規定による対理及 第五条第三項の規定による対理及 第一条第三項の規定による対理を 第一条条第三項の規定による対理を 第一条第三項の規定による対理を 第一条第三項の規定による対理を 第一条第三項の規定による対理を 第一条第三項の規定と 第一条第三項の規定と 第一条第三項の規定と 第一条第三項の 第一条章の 第一条章	五人女で七一にに余人準度をルー規条へ一合って正を余らて一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
の規定による文書による 、第三項第五号の規定による文書 る意見の陳述 る意見の陳述 る意見の陳述 る意見の陳述 る意見の陳述 る意見の陳述 を第三項の規定による製造 条第三項の規定による製造 条第三項の規定による製造 を第三項の規定による製造 を第三項の規定による製造	十一条第一項(第七十六条及び第十十条第一項(第七十六条及び第十十条第一項(第七十六条及び第十十条第一項(第七十六条及び第十六条第一項(第七十六条及び第十六条第一項(第七十六条及び第七十六条第一項(第七十六条及び第七十六条第一項(第七十六条及び第七十六条第一項(第七十六条及び第七十六条第一項(第七十六条及び第七十六条第一項(第七十六条及び第七十六条方でで進用する場合を含む。)の規定による文書による報告十八条第一項(第七十六条及び第七十六条人以表表。
は、工学の規定による装合を含まれて準用する場合を含まる文書による文書による説明及までは、一方の規定による文書による文書による文書による文書による文書による文書による文書による文書	規定による文書による意 現において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知 では、る通知 では、ので、第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十八条第二項(第七十六条及び第七十八条第二項(第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十六条及び第七十八条による報告 「項(第七十六条及び第七十八条による報告」は、る報告と含む。)の規定による報告となる報告となる報告となる報告となる報告となる報告となる報告となる報告とな
規定による場合を含 規定による文書による文書による文書による製造 対応による文書による報告	条 規条四及を及) 十(る場条 る場条 C・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
行る等性等再 規法にのの生 ^則 律関確安医	る 準 管 及 製 等 再 省 に 理 び 造 製 生 令 関 の 品 管 品 医
施す保全療 よい第文第一配第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条	す 基質理の療 3 第 る第 書第 る第 文第 書第 書第 書第 報第 に第 報第 に第 報第 によれ、 書等の表書により、 名を書から、 るを書から、 るをまから、
書用条 よ第 二 告一 る条 にす第 る五 条 条 報第	条 条 る条 条 よ条 る条 る条 第 指第 第 第 報第 のる 第 報第 第 第 第 第 第 第 第 第
告 第四号の規定 第一号の規定 第一号の規定 第一号の規定 第一号の規定	第二 項の規定による報告 第二 項の規定による報告 第一 項第二 号の規定による報告 第一 項第二 号の規定による報告 第一 項第二 号の規定による報告 第一 項第二 号の規定による報告 日
第二号の規定による文書の号の規定による文書の規定による文書の及び同意 及び同意 (第十四条第一項におるで書記。) の規定におる (第十四条第一項におる (第十四条第一項による (第十四条第一項による (第十四条第一項による (第十四条第一項による (第十四条第一項による (第十四条第一項による (第十四条第一项による (第十四条第一项 (第十四条第一项による (第十四条第一列 (第十四列 (第十四条第一列 (第十四条第一列 (第十四条第一列 (第十四条第一列 (第十四条第一列 (第十四条第一列 (第十四条第一列 (第十四列 (第十四条第一列 (第十四列 (第1四列 (ポート・
と	号第 労 二 令 定 要 で 労 す 施 支 日 す 運 設 宿 無 準 関 に 設 施 院 介 則 法 臨 四 働 年 (め 件 定 働 る 設 援 常 基 に 及 所 低 日 で る 等 め 省 厚 に 住 生 準 関 び の 額 基 に び び び 長 原 規 究
公司 公司 公師法 公師法 公師法 日民健康保険法施行規則 日民健康保険法施行規則 日民健康保険法施行規則 日民健康保険法施行規則 日本 一年 日本	
Tem	第十三条第二項(第十四条第一項におる文書による文書による説明及び同意 第四十七条第一号の規定による文書による説明及び同意 第十七条第八項(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書による説明及び同意 文書の交付 で準用する場合を含む。)の規定によるを書いて準用する場合を含む。)の規定によるを書いて、の規定によるを書いて、の規定によるを書いて、の規定によるを書いる個別支援計画の交付
第二十二条第一項の規定による処方せんの提出 による処方等の交付による処方等の交付による処方せんの提出 による処方せんの提出 による	表第二項(第十四条第一項にお と と と を 会 を 会 が で が で が で が で の が の が の が の が の が の の が の の の が の の の の が の の の の の の の の の の の の の
の条 条 条 条 の 条 の 条 の 条 の 表 第 一 項 の 長 出 出 定に で 付 の 提出 に に に に に に か ま の た が ま の た が ま の た で が か ま の た で が か ま の た で が か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か	(第十四条第一項にお (第十四条第一項にお を含む。)の規定による文書に (第五十四条において を含む。)の規定による文書に で含む。)の規定による文書に で含む。)の規定による (同条第十二項において を含む。)の規定による
	で の 規定による文書 の 規定において の 規定において による文書 において よる な書に よる な書に よる
	高齢者の医療の確保に第三十条の規定による処智令第百二十九号) 別表第五(第十三条関係) 生活衛生関第三十六条第四項(第五十二条、第一項所十九年厚生労働災害防第二十六条第四項(第五十二条、の監理する法律関する法律関第二十六条第三項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の監験が書が第二十六条第三項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の監験が書が第二十六条第三項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の監験が書が、事の意見書に係る電磁的記録を促進法において準用する場合を含む。)の監験が書が、事の意見書に係る電磁的記録を促進法において準用する場合を含む。)の監験が、事の意見書に係る電磁的記録を促進法による処理を対して、第二十二条の計画を対して、第二十二条の計画を対して、第二十二条の計画を対して、第二十二条の関する法律を対して、第二十二条の監察の確保に第三十条の規定による処理を対して、第二十二条の監察を対して、第二十二条の監察を対して、第二十二条の監察を対して、第二十二条の監察を対して、第二十二条の監察を対して、第二十二条の監察を対して、第二十二条の関係といる。第二十二条の関する法律を対して、第二十二条の関係といる。第二十二条の関係を対して、第二十条の規定による処理を対して、第二十条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第十二条の関係を対して、第十二条の関係を対して、第十二条の関係を対して、第十二条の関係を対して、第十二条の関係を対して、第十二条の関係を対して、第十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、対しに、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、第二十二条の関係を対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
	高齢者の医療の確保に第三十八号) (平成十九号) (平成十十九号) (平成十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
	意い十一 意い十一 見て 見で 表しま 変に 見を のの また 見を のの のの のの のの のの のの のの のの のの の
	(条) (条) (条) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本
	高齢者の医療の確保に第三十条の規定による処 省令第百二十九号) 1
	第十三条関係) 第十三条関係) 第二十六条第四項(第五十二条、第三十六条第四項(第五十二条の十第一項及び第五十二条、第四項(第五十二条、第二十二条の一項において準用する場合を含む。)の監察において準用する場合を含む。)の監察において準用する場合を含む。)の監察が六十八条第三項(第九十条第一項において準用する場合を含む。)の監察が、一項において準用する場合を含む。)の監察が、一項において準用する場合を含む。)の監察が、第二十六条第三項(第九十条第三項(第九十条第三項(第九十条第三項(第九十条第三項(第九十条第三項)を対象を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表